

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月3日
【計算期間】	第10期（自 平成21年12月8日 至 平成22年6月7日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け） ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。本ファンドは追加型投信／内外／債券です。詳しくは下記をご覧ください。

なお、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）を「Aコース」または「ゴールドマン・サックス世界債券A SMA」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）を「Bコース」または「ゴールドマン・サックス世界債券B SMA」といいます。各コースが投資するマザーファンドについては、後記「(3)ファンドの仕組み 1. ファンドの仕組み」をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外…投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券…投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファ ンズ	<Aコース> あり (部分ヘッ ジ) <Bコース> なし	日経225 T O P I X その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型?絶 対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年2回…目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド…目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)…目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「SMA」といいます。）に係る契約^{*}に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

^{*} 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また、必要に応じて各々のマザーを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(a) 本ファンドのポイント

- ◆ 主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
- ◆ 外貨建資産に対して、為替ヘッジ^{*}を行う（為替リスクを低減する）コース（Aコース）、為替ヘッジを行わないコース（Bコース）が選択できます。
- ◆ 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

^{*} 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(b) ファンドの投資対象

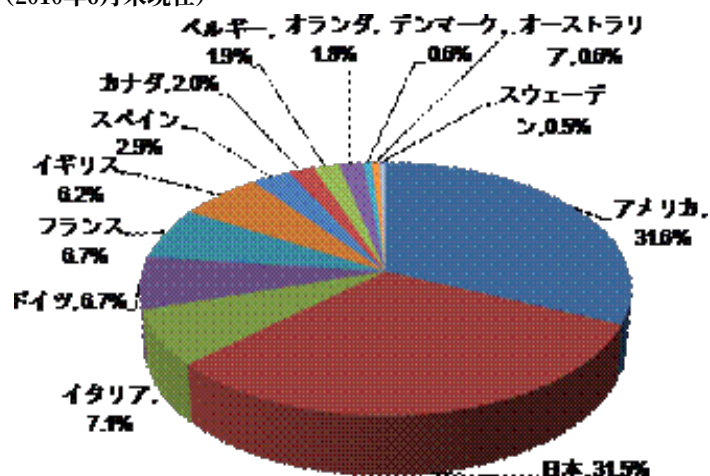
本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することを目指します。

本ファンドは、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）^{*}を、運用の目標となる指標（ベンチマークといいます。）とし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、J Pモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

^{*} Aコースについては円ヘッジベース、Bコースについては円ベースのインデックスを使用します。

＜ベンチマークの国別構成比＞

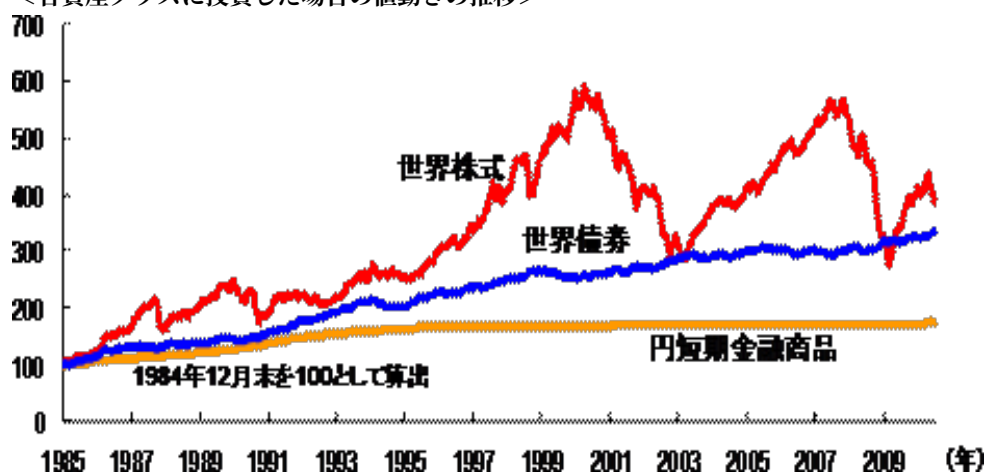
(2010年6月末現在)



(c) なぜ世界債券投資なのでしょう

- ◇債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

＜各資産クラスに投資した場合の値動きの推移＞



1984年12月末を100として算出

期間：1984年12月末～2010年6月末

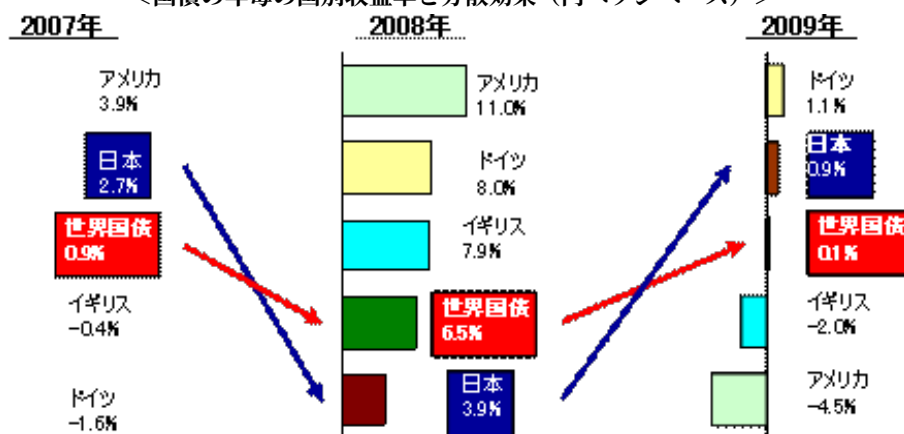
出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

世界株式はMSCIワールド・インデックス（100%円ヘッジ）、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）、円短期金融商品は1ヵ月円LIBORをそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

◇世界に分散投資することで、より安定的な収益を追求することが期待できます。

＜国債の年毎の国別収益率と分散効果（円ヘッジベース）＞



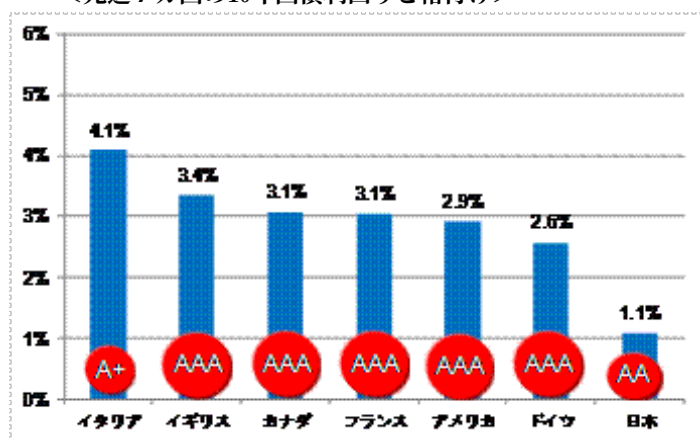
世界国債はJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）

その他の各国の指標はJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスの各国ベース（100%円ヘッジ）をそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

◇現在の日本国債は、先進7カ国中、最も低い金利水準にあります。

＜先進7カ国の10年国債利回りと格付け＞



2010年6月末現在

出所：ブルームバーグ

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

(d) 高格付け債券への投資

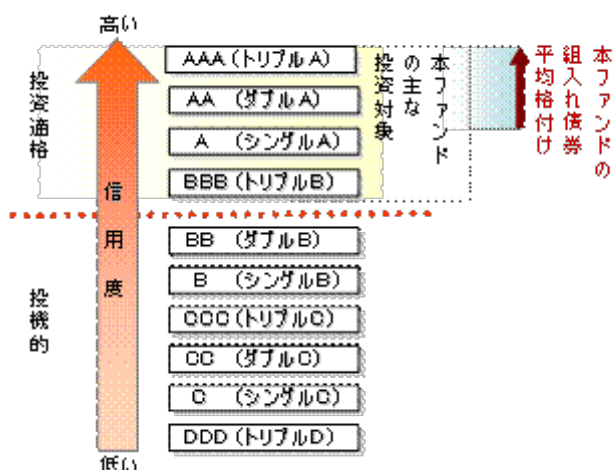
投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含まれます。）相当以上の銘柄*とします。

また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含まれます。）相当以上に維持するように運用します。

投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターンの安定化を目指します。

* 格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

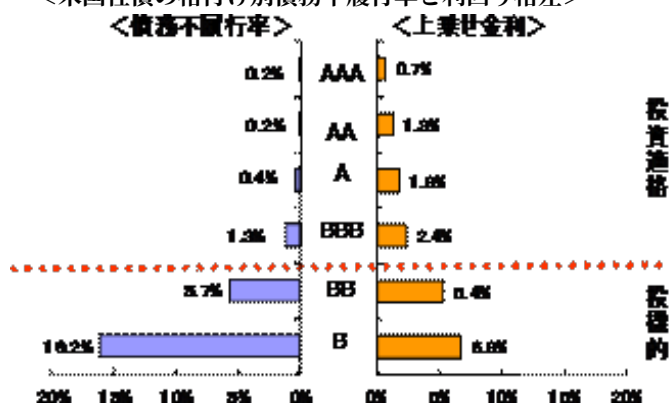
＜投資対象債券の信用格付けの位置付け＞



ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等がきちんと元本と利息を支払えるかを知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

＜米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差＞



- 社債市場では、信用力の低い(格付けが低い)銘柄は、債務不履行の可能性が大きい分、その見返りとして国債に対する上乗せ金利が高くなっています。

＜債務不履行率＞

期間：1981年～2009年

出所：スタンダード・アンド・プアーズ

1981年以降、2009年12月末までに債務不履行を起こした米国社債の銘柄の割合を1981年以降につき、各年の1月1日における格付けが1年間継続すると仮定し、債務不履行の3年前の格付けに基づいて、格付け別に計算。

＊上記は過去の実績であり、将来の債務履行の確実性を保証するものではありません。

＜上乗せ金利＞

2010年6月末現在

出所：パークレイズ・キャピタル

上記は過去の実績であり、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

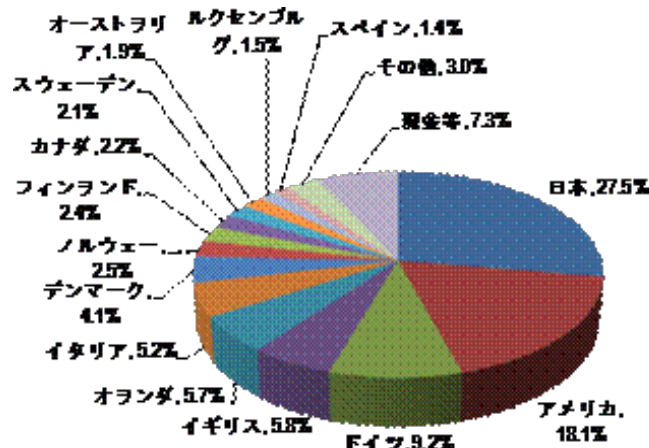
(e) Aコース（限定為替ヘッジ）の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスクの低減：為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます^(※1)。
- ・ 国内債に近い性質：為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト^(※2)）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

(※1) Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(※2) ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

＜Aコースの債券国別構成比率＞

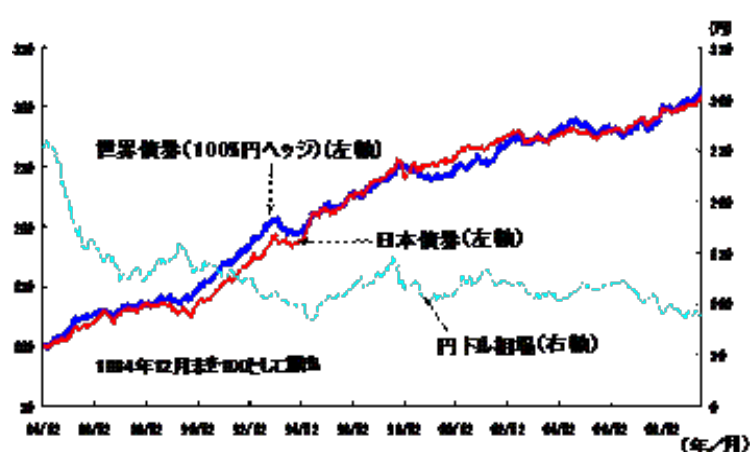


世界各国に分散して投資することにより、
リスクの低減効果が期待できます。

左記はマザーファンドの拠出額です。また、左記の拠出額は先
物を含みません。

(2010年6月末現在)

<世界債券の値動きの推移と円ドル相場>



ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の
影響を低減するため、比較的日本債券
に近い動きになっています。

期間: 1984年12月～2010年6月
出所: プルーフ・バーグ、JPモルガン
世界債券(100%円ヘッジ): JPモルガン・ガバメント・ボ
ンド・インデックス(グローバル、
100%円ヘッジ)
日本債券: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス
(日本)

左記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績で
はではありません。インデックスに直接投資することはできず、取
引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんの
で、実際の取引結果は異なります。左記は過去の実績であり、
将来の結果を保証するものではありません。

<個別の国内債投資との比較>

(2010年6月末現在)

	Aコース	日本国債(注2)
投資元本の変動性	あり	あり(注3)
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	国別分散、銘柄分散	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AA格(注4)
為替リスク	低減(注1)	なし

(注1) Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(注2) 固定利付債の場合。

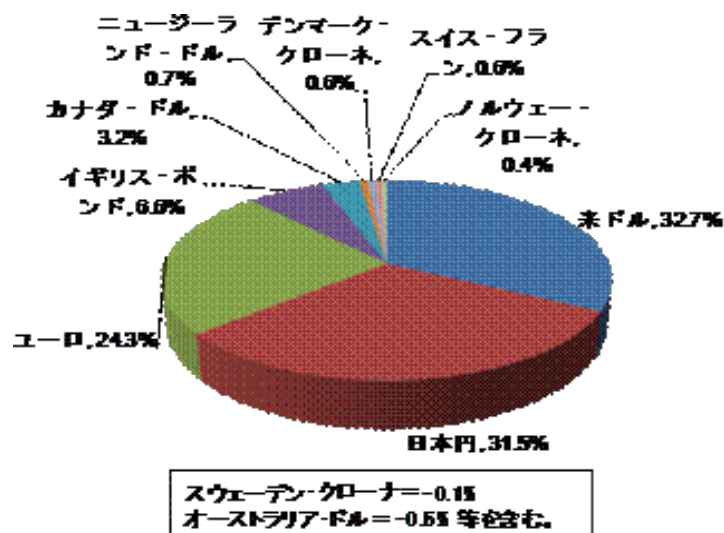
(注3) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(注4) 出所: スタンダード・アンド・プアーズ

(f) Bコース(為替ヘッジなし)の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資: 世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスク: 為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- ・ 海外の好金利: 海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。
- ・ 世界の通貨への分散投資: 為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

<Bコースの通貨別構成比率>

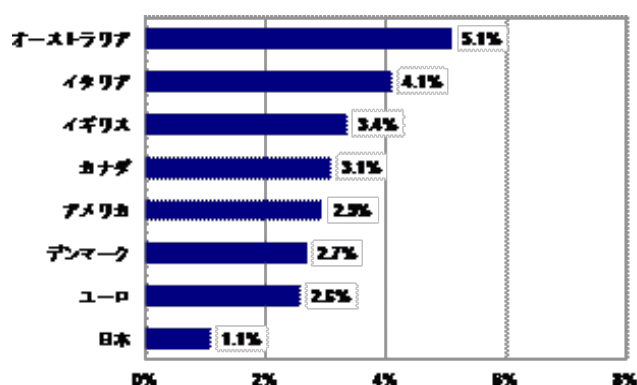


債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

左記はマザーファンドの数値です。

(2010年6月末現在)

<各国の10年国債利回り>



海外金利は国内金利を上回っています。

(2010年6月末現在)

(注)ユーロの金利については、ドイツ10年国債を使用

出所：ブルームバーグ

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

<個別の外国債投資との比較>

(2010年6月末現在)

	Bコース	米国債(注1)
投資元本の変動性	あり	あり(注2)
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	地域、銘柄、通貨	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AAA格(注3)
為替リスク	あり	あり

(注1) 固定利付債の場合

(注2) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(注3) 出所：スタンダード・アンド・プアーズ

(2) 【ファンドの沿革】

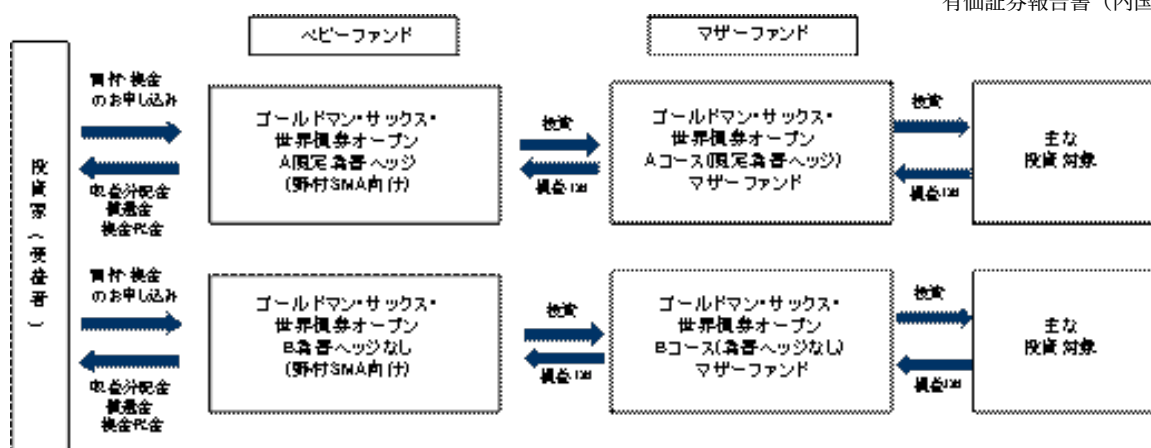
本ファンドの信託設定日は2005年9月30日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有する各マザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(注) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」といいます。））

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

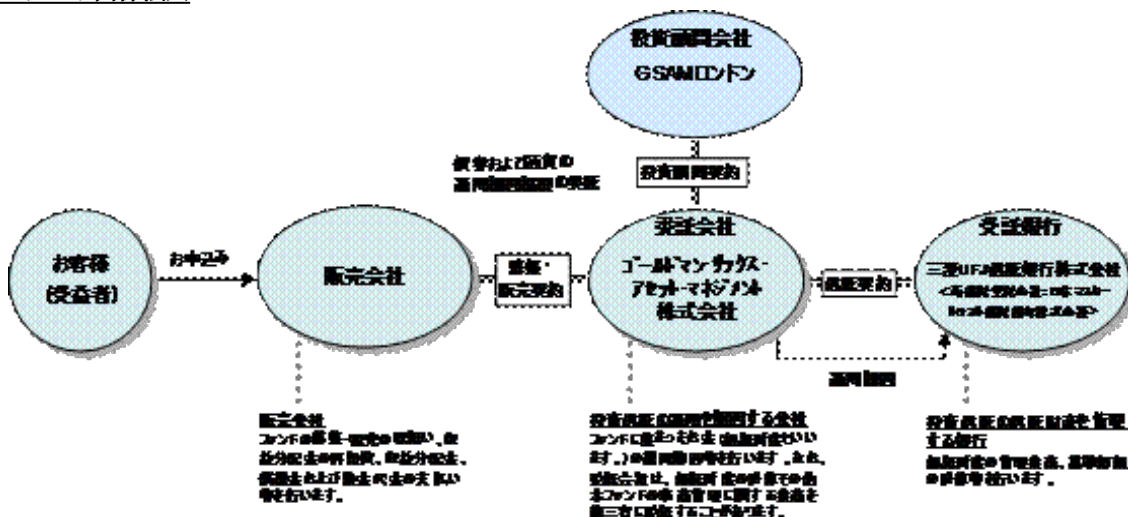
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

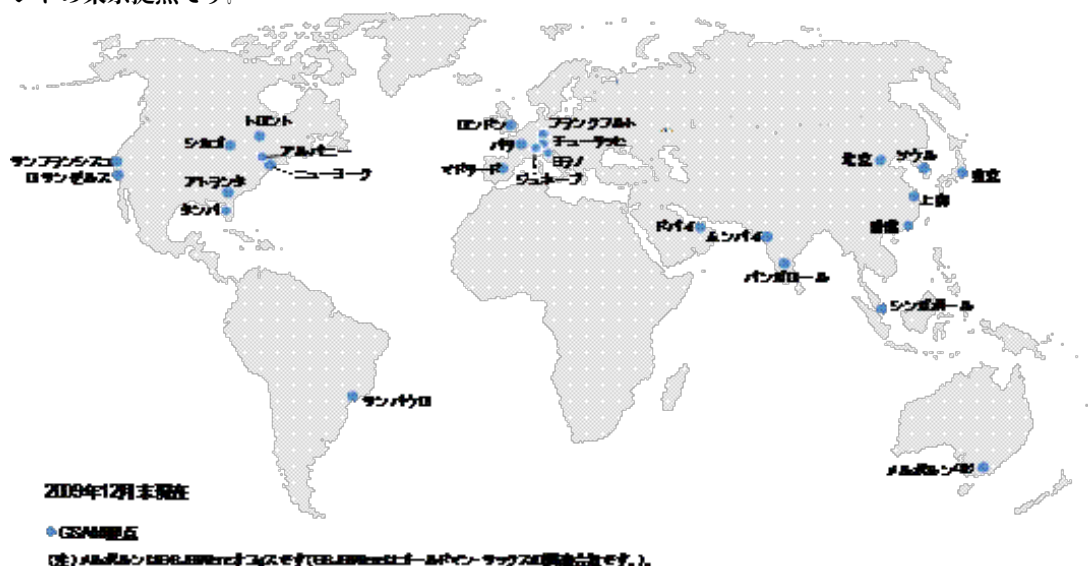


＜ご参考＞ ゴールドマン・サックスの資産運用グループの概要 ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（G S A M）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年12月末現在、グループ全体で 7,534億米ドル（約69.4兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年12月30日現在の株式会社三菱東京U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝92.1円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ Aコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ Aコースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

^{*} 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ マザーファンドは日本を含む世界各国の高格付けの債券を中心に分散投資することにより、リターン安定化を目指します。投資する債券を組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含みます。以下同じ。）相当以上、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。以下同じ。）相当以上とし、信用リスクを抑えた運用を目指します。
- ・ 投資する債券について行う国別配分、銘柄選択、長短金利差戦略等のアクティブ運用により、超過リターンの向上を目指します。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドのベンチマークとして、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドのベンチマークとして、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）を使用します。
- ・ 債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い、超過リターンの向上を目指します。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国 ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

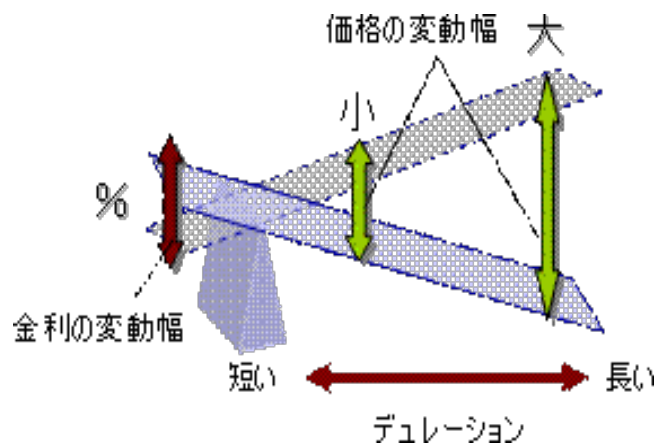
d. 運用手法

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

■デュレーション／イールドカーブ戦略

デュレーション調整

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



デュレーションとは：

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

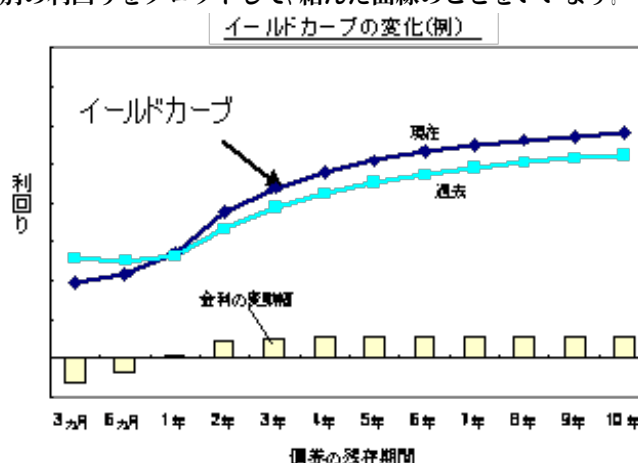
イールドカーブとは：

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。



■国別配分戦略

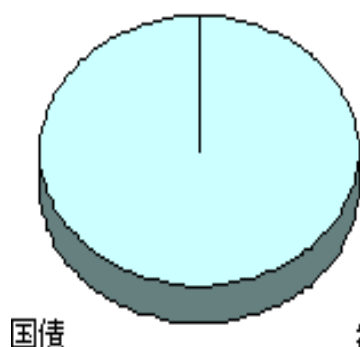
債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

■セクター配分戦略

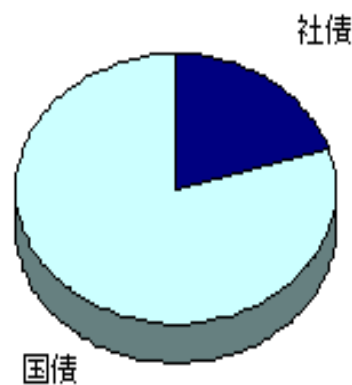
債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

ベンチマークの配分(例)



社債に力を入れて強気見通しのとき(例)



社債の組入れを増やす

■個別銘柄選択戦略

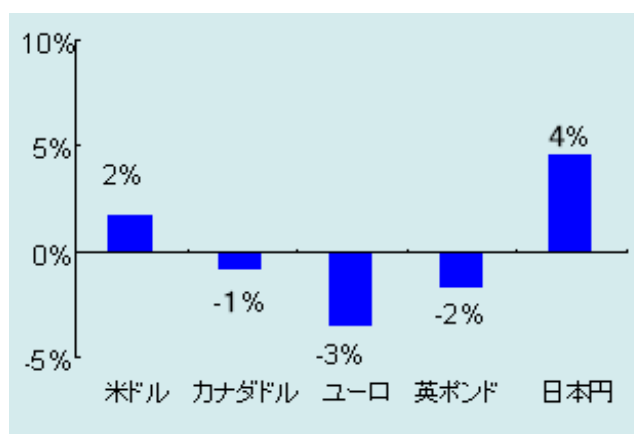
株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

■通貨配分戦略

各国通貨の運用からも収益をあげる運用を目指します。

Aコースの場合、円に対するヘッジ比率を100%近くで維持しながら、上昇すると思われる通貨を買い、下落すると思われる通貨を売る（アクティブ通貨ポジションの構築）ことで、超過収益の獲得を目指します。

Aコース（限定為替ヘッジ）のアクティブ為替ポジション

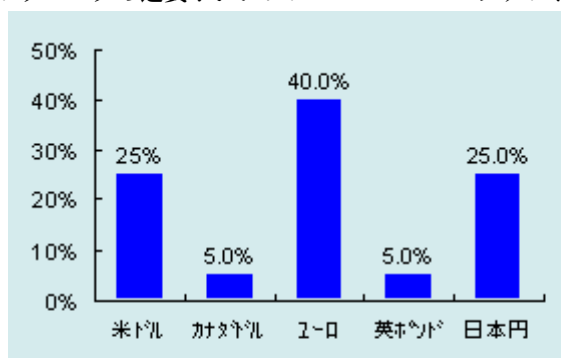


左の例では、米ドル、日本円を買い、カナダドル、ユーロ、英ポンドを売っています。

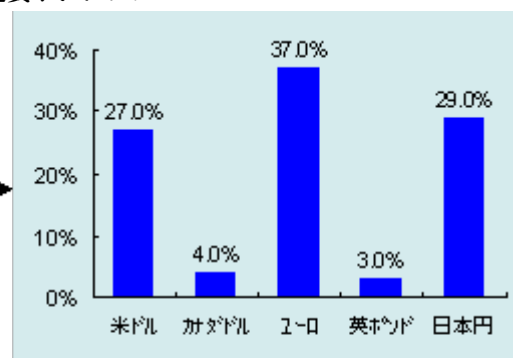
この場合、米ドル、日本円が相対的に上昇したり、カナダドル、ユーロ、英ポンドが相対的に下落した場合には、超過収益が得られることになります。

Bコースの場合、為替ヘッジなしを基本としつつ、アクティブ通貨ポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

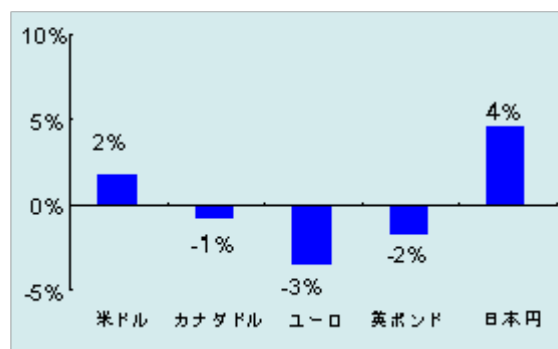
Bコース（為替ヘッジなし）のベンチマークの通貨ポジション



Bコース（為替ヘッジなし）のファンド全体の通貨ポジション



通貨配分戦略による通貨ポジション

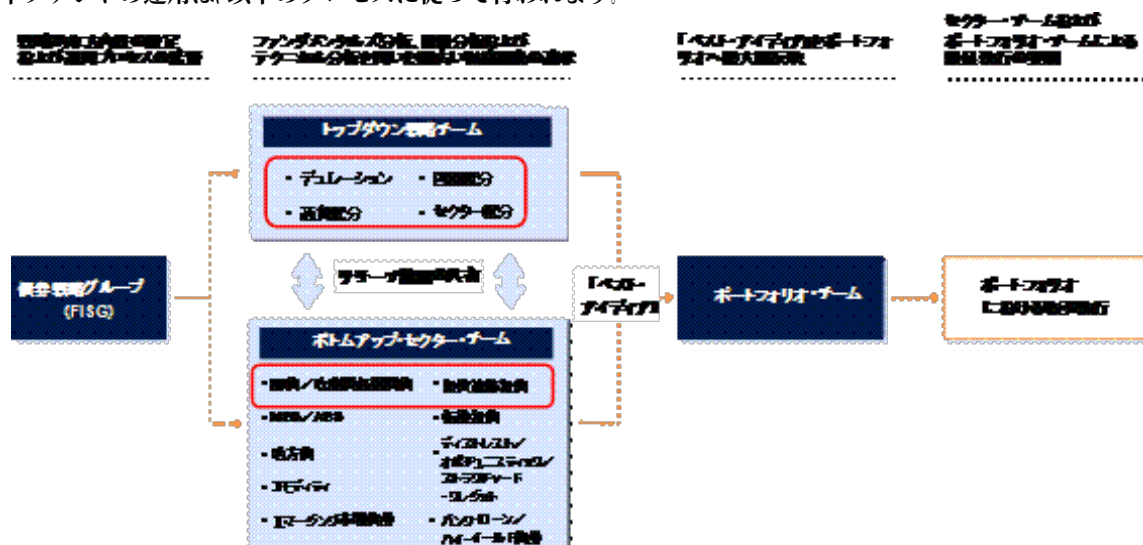


- ・ 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、運用成果を予測または保証するものではありません。
- ・ Aコースは為替ヘッジを行いますが、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。
- ・ Aコースは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。また、対円でのヘッジ比率が100%に維持されていても、外貨間の売買ポジションを保有していた場合には、当該通貨の変動による影響を受けます。したがって、一定の為替リスクを伴います。
- ・ Bコースはベンチマークの基本通貨配分に加え、通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、ベンチマークに比して為替リスクが大きくなる場合があります。

- ・ 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。
- 上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

e. 運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。本運用プロセスは変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りま。
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A Mロンドンを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- コマーシャル・ペーパー
- 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券または証書および第8号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ

元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年6月7日および12月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で全額再投資されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

- ※ 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第25条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第26条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第27条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第29条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第30条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ん。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第32条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

(ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10. 外国為替予約の運用指図（信託約款第34条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクや留意点を網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

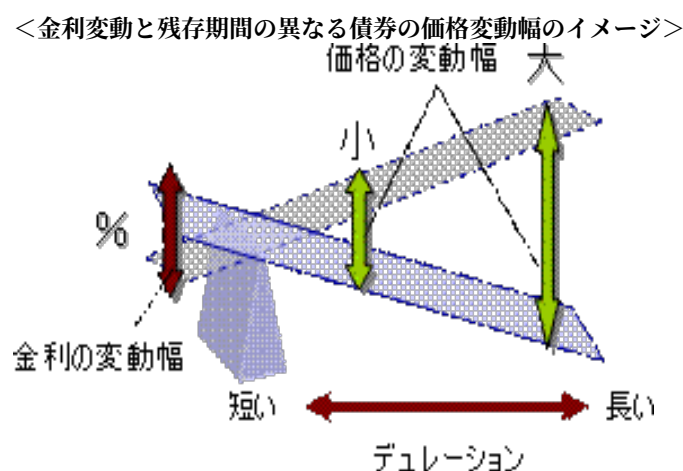
本ファンドの投資には下記のような様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。元金は保証されていません。

本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のものが挙げられます。

1. 債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。



2. 債券の信用リスク

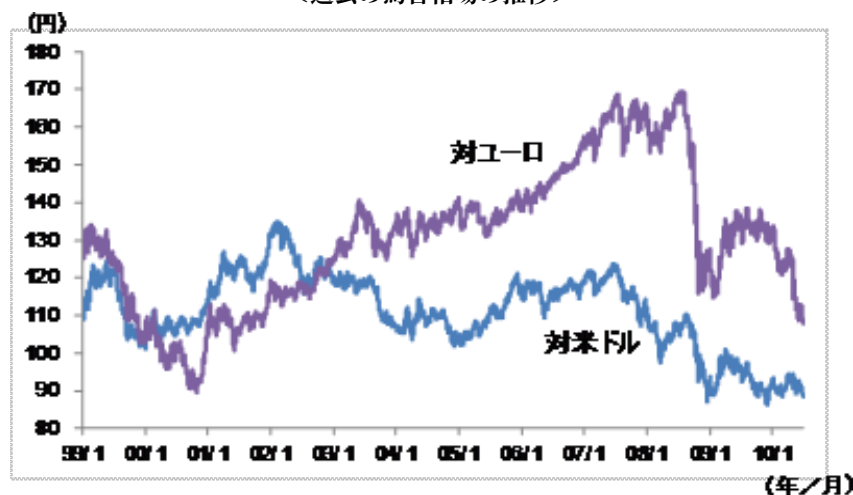
債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3. 為替リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上を目指し、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

＜過去の為替相場の推移＞



出所：ブルームバーグ

期間：1999年1月～2010年6月

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、BコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、お買付およびご換金の受付けを中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

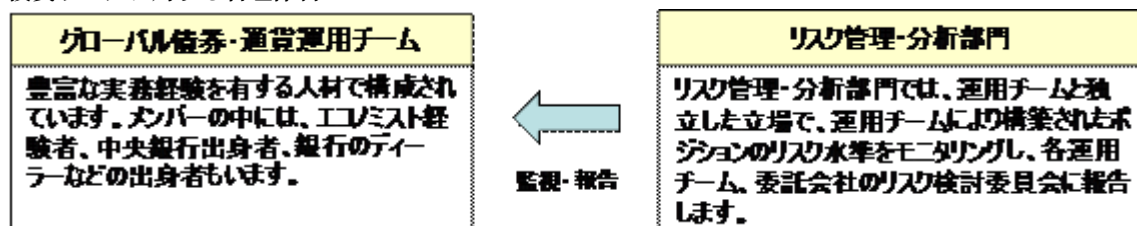
(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額

が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



（注1）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.63%（税抜0.60%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.5250% (税抜0.50%)	純資産総額に対し 年率0.0525% (税抜0.05%)	純資産総額に対し 年率0.0525% (税抜0.05%)

なお、委託会社の報酬には、GSAMロンドンへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りです。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が

可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

（2010年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	2,524,702,134	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△1,074,041	△0.04
合計（純資産総額）	—	2,523,628,093	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

（2010年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	5,873,639,929	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,544,318	△0.04
合計（純資産総額）	—	5,871,095,611	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2010年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	7,156,096,137	26.16
	アメリカ	2,960,095,484	10.81
	カナダ	487,141,625	1.78
	ドイツ	2,258,364,294	8.25
	イタリア	1,424,392,666	5.20
	イギリス	1,254,970,683	4.58
	オランダ	394,280,057	1.44
	スペイン	389,654,232	1.42
	スウェーデン	134,052,294	0.49
	フィンランド	655,794,980	2.40
	デンマーク	893,459,371	3.26
	小 計	18,008,301,823	65.79
特殊債券	日本	235,882,500	0.87
	アメリカ	146,155,381	0.53
	ドイツ	152,236,033	0.56
	オランダ	117,497,016	0.43
	スウェーデン	61,095,506	0.22
	ノルウェー	132,029,413	0.48
	国際機関	233,710,520	0.85
	小 計	1,078,606,369	3.94
社債券	日本	125,940,414	0.46
	アメリカ	1,851,679,979	6.76
	カナダ	123,774,141	0.45
	ドイツ	104,177,126	0.38
	フランス	167,168,719	0.61
	オーストラリア	522,047,022	1.91
	イギリス	339,861,870	1.24
	スイス	144,925,101	0.53
	バミューダ	59,837,122	0.22
	オランダ	1,061,650,847	3.88
	スウェーデン	368,389,946	1.35
	ノルウェー	563,686,873	2.06
	ルクセンブルク	417,253,445	1.52
	デンマーク	229,864,935	0.84
	アイルランド	202,856,166	0.74
	小 計	6,283,113,706	22.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,003,967,570	7.32
合計（純資産総額）	—	27,373,989,468	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

（2010年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	25,248,791,810	26.61
	アメリカ	11,792,512,133	12.43
	カナダ	1,670,132,980	1.76
	ドイツ	10,441,555,993	11.01
	イタリア	5,824,214,220	6.14
	イギリス	3,612,308,822	3.81
	オランダ	1,442,690,644	1.52
	スペイン	1,563,853,097	1.65
	スウェーデン	818,242,757	0.86
	フィンランド	2,052,485,111	2.16
	デンマーク	1,414,793,731	1.49
	小 計	65,881,581,298	69.44
特殊債券	日本	561,625,000	0.59
	アメリカ	531,408,271	0.56
	ドイツ	2,035,313,828	2.14
	オランダ	397,682,208	0.42
	スウェーデン	194,777,480	0.21
	ノルウェー	492,606,294	0.52
	国際機関	1,427,899,551	1.51
	小 計	5,641,312,632	5.95
社債券	日本	454,285,067	0.48
	アメリカ	5,999,515,059	6.31
	カナダ	433,209,493	0.46
	ドイツ	295,168,524	0.31
	フランス	624,249,836	0.66
	オーストラリア	1,656,781,449	1.75
	イギリス	1,111,647,494	1.17
	スイス	479,676,445	0.51
	バミューダ	87,531,538	0.09
	オランダ	3,209,052,852	3.38
	スウェーデン	1,289,114,484	1.36
	ノルウェー	1,733,015,795	1.83
	ルクセンブルク	1,163,881,756	1.23
	デンマーク	766,216,451	0.81
	アイルランド	600,116,158	0.63
	小 計	19,903,462,401	20.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,442,166,912	3.63
合計（純資産総額）	—	94,868,523,243	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年6月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンAコース（限定為 替ヘッジ）マザーファンド	1,962,763,068	1.2782	2,508,996,699	1.2863	2,524,702,134	100.04

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】（2010年6月30日現在）

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】（2010年6月30日現在）

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

① 投資有価証券の主要銘柄

(2010年6月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンBコース（為替 ヘッジなし）マザーファンド	3,998,121,251	1.4750	5,897,302,709	1.4691	5,873,639,929	100.04

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件（2010年6月30日現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの（2010年6月30日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

（2010年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	TREASURY BILL 0%	16,100,000	8,845.77	1,424,169,669	8,844.61	1,423,982,788	—	2010/9/23	5.20
2	日本	国債証券	第240回利付国債 (10年)	1,120,000,000	102.33	1,146,140,800	102.26	1,145,379,200	1.3	2012/6/20	4.18
3	日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	929,000,000	101.71	944,913,770	101.80	945,749,870	0.7	2014/6/20	3.45
4	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	790,000,000	103.79	819,988,400	105.56	833,979,300	1.9	2024/3/20	3.05
5	日本	国債証券	第67回利付国債 (5年)	565,000,000	102.61	579,757,800	102.54	579,379,250	1.3	2012/9/20	2.12
6	デンマーク	国債証券	KINGDOM OF DENMA 1.875%	6,000,000	8,938.24	536,294,976	8,958.97	537,538,296	1.875	2012/3/16	1.96
7	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.75%	3,900,000	13,418.51	523,321,993	13,566.35	529,087,783	3.75	2020/9/7	1.93
8	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	490,000,000	103.77	508,492,600	105.82	518,527,800	2.1	2027/6/20	1.89
9	イタリア	国債証券	BTPS 5%	4,600,000	11,058.58	508,695,102	11,227.26	516,454,360	5	2025/3/1	1.89
10	日本	国債証券	第66回利付国債 (5年)	500,000,000	102.15	510,790,000	102.10	510,520,000	1.1	2012/9/20	1.86
11	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	4,070,000	11,911.38	484,793,485	11,901.68	484,398,577	3.75	2015/1/4	1.77
12	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	452,000,000	96.10	434,405,448	96.96	438,261,912	1	2016/6/10	1.60
13	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000	11,535.67	424,512,656	11,542.13	424,750,700	3.125	2014/9/15	1.55
14	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,850,000	13,524.76	385,455,788	13,743.38	391,686,376	4.75	2040/7/4	1.43
15	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	380,000,000	96.57	366,954,980	97.32	369,797,760	1.2	2017/3/10	1.35
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	3,490,000	9,229.87	322,122,782	9,491.42	331,250,795	4.375	2039/11/15	1.21
17	日本	国債証券	第287回利付国債 (10年)	300,000,000	108.40	325,200,000	109.01	327,033,000	1.9	2017/6/20	1.19
18	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,770,000	11,259.61	311,891,244	11,262.99	311,985,015	4.25	2012/10/15	1.14
19	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,220,000	13,853.78	307,554,018	13,937.61	309,415,135	4.5	2042/12/7	1.13
20	日本	国債証券	第87回利付国債 (5年)	300,000,000	100.73	302,208,000	100.90	302,706,000	0.5	2014/12/20	1.11
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,590,000	11,308.14	292,881,027	11,382.25	294,800,439	4.25	2015/2/1	1.08
22	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000	8,931.17	276,866,307	8,909.93	276,208,016	4.625	2010/9/30	1.01
23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,840,000	14,783.74	272,020,965	14,808.14	272,469,877	6.25	2024/1/4	1.00
24	ノルウェー	社債券	EKSPORTFINANS 6%	1,930,000	13,464.02	259,855,636	13,421.44	259,033,795	6	2010/9/6	0.95
25	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000	8,353.38	242,248,159	8,432.95	244,555,747	2.5	2015/6/1	0.89
26	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8%	1,850,000	12,930.11	239,207,126	13,062.95	241,664,728	8	2027/6/1	0.88
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	2,500,000	9,343.39	233,584,985	9,526.64	238,166,035	3.75	2018/11/15	0.87
28	日本	特殊債券	第18回高速道路 機構債券	210,000,000	108.53	227,917,200	112.32	235,882,500	2.87	2046/12/20	0.86
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.625%	1,640,000	14,120.95	231,583,642	14,266.74	233,974,622	5.625	2028/1/4	0.85
30	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.5%	2,000,000	11,569.19	231,383,978	11,689.06	233,781,241	3.5	2019/7/4	0.85

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率（％）
国債証券	65.79
特殊債券	3.94
社債券	22.95
合計	92.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件（2010年6月30日現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2010年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	売建	1,000,000,000	日本円	1,406,000,000	1,416,600,000	1,416,600,000	△5.17
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1009	買建	135	米ドル	29,464,628.6	29,548,125	2,614,418,101	9.55
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1009	買建	70	米ドル	8,706,250	8,898,750	787,361,400	2.88
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1009	買建	42	米ドル	4,908,161.58	4,974,046.98	440,103,676	1.61
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1009	買建	62	ユーロ	7,483,400	7,497,660	808,322,724	2.95
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1009	買建	44	ユーロ	5,652,968	5,694,920	613,969,325	2.24
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 1009	買建	42	ユーロ	4,605,384	4,603,620	496,316,272	1.81
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,960,000	4,966,750	439,458,040	△1.61
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,952,500	4,961,250	438,971,400	△1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,947,000	4,958,000	438,683,840	△1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,939,220	4,953,250	438,263,560	△1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,929,020	4,946,750	437,688,440	△1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,916,995	4,937,000	436,825,760	△1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,906,320	4,927,250	435,963,080	△1.59

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

① 投資有価証券の主要銘柄

（2010年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	5,553,000,000	101.71	5,648,122,890	101.80	5,653,120,590	0.7	2014/6/20	5.96
2	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4%	16,250,000	12,109.84	1,967,849,730	12,110.29	1,967,923,311	4	2018/1/4	2.07
3	日本	国債証券	第305回利付国債 (10年)	1,830,000,000	101.41	1,855,949,400	102.59	1,877,433,600	1.3	2019/12/20	1.98
4	日本	国債証券	第74回利付国債 (5年)	1,750,000,000	102.45	1,792,927,500	102.42	1,792,490,000	1	2013/6/20	1.89
5	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	15,705,000	11,259.61	1,768,322,019	11,262.99	1,768,853,670	4.25	2012/10/15	1.86
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	18,500,000	8,986.47	1,662,497,203	9,072.73	1,678,456,766	2.25	2015/1/31	1.77
7	日本	国債証券	第64回利付国債 (5年)	1,600,000,000	102.74	1,643,984,000	102.66	1,642,656,000	1.5	2012/6/20	1.73
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	18,300,000	8,966.12	1,640,800,089	8,980.45	1,643,423,329	1.375	2012/5/15	1.73
9	日本	国債証券	第231回利付国債 (10年)	1,592,000,000	101.19	1,611,024,400	101.11	1,609,750,800	1.3	2011/6/20	1.70
10	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	1,457,000,000	107.04	1,559,645,650	107.52	1,566,566,400	1.7	2016/9/20	1.65
11	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	12,980,000	12,015.96	1,559,672,068	11,998.71	1,557,433,070	4.25	2014/1/4	1.64
12	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,400,000,000	104.15	1,458,142,000	106.16	1,486,352,000	2.1	2026/12/20	1.57
13	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	1,240,000,000	103.79	1,287,070,400	105.56	1,309,030,800	1.9	2024/3/20	1.38
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	14,400,000	8,917.98	1,284,190,225	8,966.12	1,291,121,381	1.375	2013/3/15	1.36
15	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000	11,535.67	1,260,848,731	11,542.13	1,261,555,748	3.125	2014/9/15	1.33
16	ドイツ	特殊債券	KFW 3.75%	13,100,000	9,108.13	1,193,165,187	9,098.39	1,191,890,213	3.75	2011/6/27	1.26
17	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	1,222,000,000	96.10	1,174,432,428	96.96	1,184,858,532	1	2016/6/10	1.25
18	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000	12,247.11	1,181,846,980	12,248.29	1,181,960,380	4.5	2017/7/15	1.25
19	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	1,198,000,000	96.57	1,156,873,858	97.31	1,165,836,096	1.2	2017/3/10	1.23
20	イタリア	国債証券	BTPS 6%	9,600,000	11,961.51	1,148,305,872	11,965.83	1,148,719,862	6	2031/5/1	1.21
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	9,910,000	11,308.14	1,120,637,444	11,382.25	1,127,981,606	4.25	2015/2/1	1.19
22	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	7,930,000	13,853.78	1,098,605,121	13,937.61	1,105,253,165	4.5	2042/12/7	1.17
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000	11,920.82	1,060,953,181	12,142.19	1,080,655,723	6.625	2027/2/15	1.14
24	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	8,920,000	11,911.38	1,062,495,796	11,901.68	1,061,630,297	3.75	2015/1/4	1.12
25	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000	8,353.38	907,177,589	8,432.95	915,819,108	2.5	2015/6/1	0.97
26	日本	国債証券	第87回利付国債 (5年)	900,000,000	100.73	906,624,000	100.90	908,118,000	0.5	2014/12/20	0.96
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	10,000,000	8,909.13	890,913,914	9,003.72	900,372,568	2.125	2015/5/31	0.95
28	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	6,070,000	14,783.74	897,373,510	14,808.14	898,854,433	6.25	2024/1/4	0.95
29	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	6,580,000	13,591.63	894,329,696	13,719.38	902,735,462	4	2022/3/7	0.95
30	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	6,840,000	12,505.96	855,407,664	12,797.04	875,318,014	4.25	2039/7/4	0.92

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率（％）
国債証券	69.44
特殊債券	5.95
社債券	20.98
合計	96.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件（2010年6月30日現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2010年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	売建	3,900,000,000	日本円	5,483,400,000	5,524,740,000	5,524,740,000	△5.82
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1009	買建	123	米ドル	14,850,328.74	15,071,343.75	1,333,512,495	1.41
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1009	買建	531	米ドル	115,894,264.4	116,222,625	10,283,377,860	10.84
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1009	買建	158	米ドル	19,651,250	20,085,750	1,777,187,160	1.87
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1009	売建	245	米ドル	28,688,899.5	29,015,274.05	2,567,271,447	△2.71
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1009	買建	190	ユーロ	22,933,000	22,976,700	2,477,118,027	2.61
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1009	買建	98	ユーロ	12,595,206	12,684,140	1,367,477,133	1.44
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1009	買建	77	ユーロ	8,600,514	8,616,300	928,923,303	0.98
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1009	買建	55	英ポンド	6,554,900	6,637,400	883,238,818	0.93
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,096,000	19,121,987.5	1,691,913,454	△1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,067,125	19,100,812.5	1,690,039,890	△1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,045,950	19,088,300	1,688,932,784	△1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,014,960	19,070,012.5	1,687,314,706	△1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	18,975,447.5	19,044,987.5	1,685,100,494	△1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	18,928,947.5	19,007,450	1,681,779,176	△1.77
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	18,887,785	18,969,912.5	1,678,457,858	△1.77

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）＞

2010年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2005年12月7日)	1,214	1,214	0.9947	0.9947
2期	(2006年6月7日)	3,178	3,178	0.9657	0.9657
3期	(2006年12月7日)	3,783	3,783	0.9749	0.9749
4期	(2007年6月7日)	3,829	3,829	0.9497	0.9497
5期	(2007年12月7日)	4,679	4,679	0.9813	0.9813
6期	(2008年6月9日)	4,156	4,156	0.9494	0.9494
7期	(2008年12月8日)	2,860	2,860	0.9581	0.9581
8期	(2009年6月8日)	2,539	2,539	0.9830	0.9830
9期	(2009年12月7日)	2,740	2,740	1.0487	1.0487
10期	(2010年6月7日)	2,506	2,506	1.0862	1.0862
	2009年6月末日	2,525	—	1.0002	—
	2009年7月末日	2,584	—	1.0146	—
	2009年8月末日	2,686	—	1.0272	—
	2009年9月末日	2,506	—	1.0400	—
	2009年10月末日	2,682	—	1.0431	—
	2009年11月末日	2,742	—	1.0507	—
	2009年12月末日	2,749	—	1.0491	—
	2010年1月末日	2,691	—	1.0559	—
	2010年2月末日	2,643	—	1.0640	—
	2010年3月末日	2,318	—	1.0659	—
	2010年4月末日	2,594	—	1.0809	—
	2010年5月末日	2,510	—	1.0845	—
	2010年6月末日	2,523	—	1.0926	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）＞

2010年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額（円） (分配落)	1口当たり 純資産額（円） (分配付)
1期	(2005年12月7日)	1,076	1,076	1.0363	1.0363
2期	(2006年6月7日)	2,962	2,962	1.0085	1.0085
3期	(2006年12月7日)	6,070	6,070	1.0604	1.0604
4期	(2007年6月7日)	8,592	8,592	1.0935	1.0935
5期	(2007年12月7日)	11,246	11,246	1.1222	1.1222
6期	(2008年6月9日)	10,131	10,131	1.0900	1.0900
7期	(2008年12月8日)	6,707	6,707	0.9296	0.9296
8期	(2009年6月8日)	6,803	6,803	1.0346	1.0346
9期	(2009年12月7日)	6,713	6,713	1.0616	1.0616
10期	(2010年6月7日)	5,895	5,895	1.0240	1.0240
	2009年6月末日	6,830	—	1.0405	—
	2009年7月末日	6,789	—	1.0503	—
	2009年8月末日	6,761	—	1.0472	—
	2009年9月末日	6,706	—	1.0450	—
	2009年10月末日	6,685	—	1.0638	—
	2009年11月末日	6,569	—	1.0392	—
	2009年12月末日	6,525	—	1.0609	—
	2010年1月末日	6,199	—	1.0396	—
	2010年2月末日	6,135	—	1.0328	—
	2010年3月末日	6,189	—	1.0598	—
	2010年4月末日	6,260	—	1.0777	—
	2010年5月末日	5,954	—	1.0331	—
	2010年6月末日	5,871	—	1.0195	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）＞

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	0.0000
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.0000
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	0.0000
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.0000
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	0.0000
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	0.0000
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	0.0000

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）＞

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	0.0000
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	0.0000
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	0.0000
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.0000
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	0.0000
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	0.0000
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	0.0000

③【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

期	計算期間	収益率（%）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	△0.5
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	△2.9
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	1.0
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	△2.6
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	3.3
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	△3.3
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	0.9
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	2.6
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	6.7
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	3.6

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

期	計算期間	収益率（%）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	3.6
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	△2.7
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	5.1
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	3.1
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	2.6
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	△2.9
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	△14.7
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	11.3
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	2.6
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	△3.5

（４）【設定及び解約の実績】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	1,221,310,252 (0)	— (—)	1,221,310,252 (0)
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	2,076,864,911 (0)	6,685,599 (0)	3,291,489,564 (0)
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	938,762,564 (0)	349,642,666 (0)	3,880,609,462 (0)
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	887,099,939 (0)	734,701,601 (0)	4,033,007,800 (0)
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	1,757,524,501 (0)	1,021,485,757 (0)	4,769,046,544 (0)
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	751,265,643 (0)	1,141,851,743 (0)	4,378,460,444 (0)
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	1,177,553,611 (0)	2,569,830,773 (0)	2,986,183,282 (0)
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	126,864,201 (0)	529,504,601 (0)	2,583,542,882 (0)
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	520,424,077 (0)	490,819,189 (0)	2,613,147,770 (0)
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	294,128,528 (0)	599,329,198 (0)	2,307,947,100 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2005年9月30日 至 2005年12月7日	1,038,941,593 (0)	— (—)	1,038,941,593 (0)
第2期	自 2005年12月8日 至 2006年6月7日	1,904,177,856 (0)	5,511,736 (0)	2,937,607,713 (0)
第3期	自 2006年6月8日 至 2006年12月7日	3,144,801,058 (0)	357,846,144 (0)	5,724,562,627 (0)
第4期	自 2006年12月8日 至 2007年6月7日	2,678,034,692 (0)	544,713,928 (0)	7,857,883,391 (0)
第5期	自 2007年6月8日 至 2007年12月7日	3,277,497,408 (0)	1,113,801,605 (0)	10,021,579,194 (0)
第6期	自 2007年12月8日 至 2008年6月9日	1,152,937,286 (0)	1,878,855,543 (0)	9,295,660,937 (0)
第7期	自 2008年6月10日 至 2008年12月8日	1,253,615,764 (0)	3,333,773,913 (0)	7,215,502,788 (0)
第8期	自 2008年12月9日 至 2009年6月8日	322,257,187 (0)	961,766,091 (0)	6,575,993,884 (0)
第9期	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	303,782,235 (0)	555,940,272 (0)	6,323,835,847 (0)
第10期	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日	310,730,292 (0)	877,561,812 (0)	5,757,004,327 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「SMA」といいます。）に係る契約*に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

受益権の取得申込者は、販売会社にSMA取引口座を開設した者等に限るものとします。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

- (2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱います。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (3) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。
- (4) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「S世債A」および「S世債B」）。

- (5) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。
- (6) お買付代金は、取得申込日から起算して5営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日*¹受け付けます。毎営業日の午後3時*²までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 「ロンドンまたはニューヨーク」の休業日を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。
- (3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額*として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

手取り額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「S世債A」

および「S世債B」）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「S世債A」および「S世債B」）。

委託会社は、年2回（6月および12月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2005年9月30日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日までおよび12月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2005年9月30日から2005年12月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドン）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（野村SMA向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（野村SMA向け）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第9期計算期間（2009年6月9日から2009年12月7日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第10期計算期間（2009年12月8日から2010年6月7日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) A限定為替ヘッジ（野村SMA向け）及びB為替ヘッジなし（野村SMA向け）の計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) A限定為替ヘッジ（野村SMA向け）及びB為替ヘッジなし（野村SMA向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2009年6月9日から2009年12月7日まで）及び第10期計算期間（2009年12月8日から2010年6月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村SMA向け）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2009年12月7日現在)	第10期 (2010年6月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,749,260,929	2,515,770,272
流動資産合計	2,749,260,929	2,515,770,272
資産合計	2,749,260,929	2,515,770,272
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	677,770	680,570
未払委託者報酬	7,455,417	7,486,258
その他未払費用	645,176	645,123
流動負債合計	8,778,363	8,811,951
負債合計	8,778,363	8,811,951
純資産の部		
元本等		
元本	2,613,147,770	2,307,947,100
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	127,334,796	199,011,221
（分配準備積立金）	189,228,772	229,198,368
元本等合計	2,740,482,566	2,506,958,321
純資産合計	2,740,482,566	2,506,958,321
負債純資産合計	2,749,260,929	2,515,770,272

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	173,555,004	98,814,207
営業収益合計	173,555,004	98,814,207
営業費用		
受託者報酬	677,770	680,570
委託者報酬	7,455,417	7,486,258
その他費用	645,176	645,123
営業費用合計	8,778,363	8,811,951
営業利益	164,776,641	90,002,256
経常利益	164,776,641	90,002,256
当期純利益	164,776,641	90,002,256
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	16,445,322	9,453,816
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△43,945,944	127,334,796
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,949,421	19,288,302
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,362,303	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,587,118	19,288,302
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	28,160,317
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	28,160,317
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	127,334,796	199,011,221

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本計算期間期首は2009年6月9日としております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (2009年12月7日現在)	第10期 (2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,583,542,882円	2,613,147,770円
期中追加設定元本額	520,424,077円	294,128,528円
期中一部解約元本額	490,819,189円	599,329,198円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,613,147,770口	2,307,947,100口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	44,284,368円	35,736,657円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	6,460,534円	44,811,783円
収益調整金額	151,848,888円	154,880,427円
分配準備積立金額	138,483,870円	148,649,928円
本ファンドの分配対象収益額	341,077,660円	384,078,795円
本ファンドの期末残存口数	2,613,147,770口	2,307,947,100口
1口当たり収益分配対象額	0.130523円	0.166415円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期（2009年12月7日現在）	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,749,260,929	156,749,489
合計	2,749,260,929	156,749,489

種類	第10期（2010年6月7日現在）	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	88,169,058	
合計	88,169,058	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第9期 (2009年12月7日現在)	第10期 (2010年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0487円	1.0862円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	1,968,059,354	2,515,770,272	—
合計		—	1,968,059,354	2,515,770,272	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村SMA向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 9 期 (2009年12月 7 日現在)	第10期 (2010年 6 月 7 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,736,063,739	5,916,299,547
流動資産合計	6,736,063,739	5,916,299,547
資産合計	6,736,063,739	5,916,299,547
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,759,956	1,633,575
未払委託者報酬	19,359,491	17,969,223
その他未払費用	1,647,267	1,547,010
流動負債合計	22,766,714	21,149,808
負債合計	22,766,714	21,149,808
純資産の部		
元本等		
元本	6,323,835,847	5,757,004,327
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	389,461,178	138,145,412
（分配準備積立金）	670,144,515	653,306,540
元本等合計	6,713,297,025	5,895,149,739
純資産合計	6,713,297,025	5,895,149,739
負債純資産合計	6,736,063,739	5,916,299,547

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	195,384,923	△205,239,921
営業収益合計	195,384,923	△205,239,921
営業費用		
受託者報酬	1,759,956	1,633,575
委託者報酬	19,359,491	17,969,223
その他費用	1,647,267	1,547,010
営業費用合計	22,766,714	21,149,808
営業利益又は営業損失（△）	172,618,209	△226,389,729
経常利益又は経常損失（△）	172,618,209	△226,389,729
当期純利益又は当期純損失（△）	172,618,209	△226,389,729
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,596,813	△9,252,852
期首剰余金又は期首欠損金（△）	227,625,571	389,461,178
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,651,560	17,234,506
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,651,560	17,234,506
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,837,349	51,413,395
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,837,349	51,413,395
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	389,461,178	138,145,412

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本計算期間期首は2009年6月9日としております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期 (2009年12月7日現在)	第10期 (2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	6,575,993,884円	6,323,835,847円
期中追加設定元本額	303,782,235円	310,730,292円
期中一部解約元本額	555,940,272円	877,561,812円
2. 計算期間末日における受益権の総数	6,323,835,847口	5,757,004,327口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	99,388,690円	72,033,334円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	478,943,457円	468,215,939円
分配準備積立金額	570,755,825円	581,273,206円
本ファンドの分配対象収益額	1,149,087,972円	1,121,522,479円
本ファンドの期末残存口数	6,323,835,847口	5,757,004,327口
1口当たり収益分配対象額	0.181707円	0.194810円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期（2009年12月7日現在）	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,736,063,739	189,817,766
合計	6,736,063,739	189,817,766

種類	第10期（2010年6月7日現在）	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	△194,535,953	
合計	△194,535,953	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第9期 (2009年12月7日現在)	第10期 (2010年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0616円	1.0240円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	4,011,050,541	5,916,299,547	—
合計		—	4,011,050,541	5,916,299,547	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A限定為替ヘッジ（野村SMA向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年12月7日現在)	(2010年6月7日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		3,974,625	6,163,052
コール・ローン		297,856,370	434,192,592
国債証券		15,925,341,491	15,554,173,528
地方債証券		143,289,903	—
特殊債券		2,447,656,293	1,085,605,488
社債券		8,649,630,935	6,924,542,171
派生商品評価勘定		311,725,911	3,462,702,251
未収入金		240,795	875,046,215
未収利息		325,184,559	229,191,825
前払金		—	4,474
前払費用		17,160,517	34,497,353
差入委託証拠金		94,831,686	61,240,318
流動資産合計		28,216,893,085	28,667,359,267
資産合計		28,216,893,085	28,667,359,267
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		640,051,987	2,148,236,945
前受金		—	920
未払金		—	843,966,832
未払解約金		15,736,109	7,546,674
流動負債合計		655,788,096	2,999,751,371
負債合計		655,788,096	2,999,751,371
純資産の部			
元本等			
元本		22,388,526,519	20,080,246,354
剰余金			
期末剰余金		5,172,578,470	5,587,361,542
剰余金合計		5,172,578,470	5,587,361,542
元本等合計		27,561,104,989	25,667,607,896
純資産合計		27,561,104,989	25,667,607,896
負債・純資産合計		28,216,893,085	28,667,359,267

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2009年12月7日現在)	(2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	24,666,701,904円	22,388,526,519円
期中追加設定元本額	2,082,525,364円	2,054,714,280円
期中一部解約元本額	4,360,700,749円	4,362,994,445円
期末元本額	22,388,526,519円	20,080,246,354円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）	1,840,112,186円	2,025,861,764円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）	2,233,355,751円	1,968,059,354円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）	252,506,600円	208,315,719円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）	3,631,970,302円	2,789,646,728円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA （限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）	7,656,353,954円	7,147,272,885円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF （適格機関投資家専用）	746,188,321円	710,617,972円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA （適格機関投資家専用）	6,028,039,405円	5,230,471,932円
2. 計算期間末日における受益権の総数	22,388,526,519口	20,080,246,354口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針 2. 金融商品の内容及びそのリスク 3. 金融商品に係るリスク管理体制	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

区分	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年12月7日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	15,925,341,491	471,841,267
地方債証券	143,289,903	11,935,810
特殊債券	2,447,656,293	40,162,494
社債券	8,649,630,935	588,804,217
合計	27,165,918,622	1,112,743,788

種類	(2010年6月7日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	194,688,867	
特殊債券	9,677,695	
社債券	139,808,387	
合計	344,174,949	

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	「(2) 注記表（金融商品に関する注記）」の「I 金融商品の状況に関する事項」及び「II 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

II 取引の時価等に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年12月7日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	5,529,950,730	—	5,507,437,653	△22,513,077	6,358,130,575	—	6,376,759,143	18,628,568
	売建	6,042,842,360	—	6,035,207,775	7,634,585	2,590,239,601	—	2,599,856,507	△9,616,906
	合計	11,572,793,090	—	11,542,645,428	△14,878,492	8,948,370,176	—	8,976,615,650	9,011,662

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年12月7日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	3,353,467,990	—	3,307,867,041	△45,600,949	10,597,989,867	—	10,399,698,925	△198,290,942
	カナダドル	758,128,890	—	763,871,344	5,742,454	2,281,504,865	—	2,182,954,033	△98,550,832
	ユーロ	5,130,361,941	—	5,147,156,380	16,794,439	9,326,738,645	—	8,437,602,669	△889,135,976
	英ポンド	1,164,231,235	—	1,161,798,681	△2,432,554	1,878,643,937	—	1,783,979,595	△94,664,342
	スイスフラン	534,006,373	—	545,357,560	11,351,187	2,058,091,632	—	1,882,268,102	△175,823,530
	スウェーデン クローナ	552,893,793	—	543,324,672	△9,569,121	1,720,267,451	—	1,567,282,538	△152,984,913
	ノルウェー クローネ	747,734,862	—	759,944,309	12,209,447	1,425,729,606	—	1,298,260,137	△127,469,469
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	187,000,234	—	181,522,198	△5,478,036
	オーストラリ アドル	1,146,404,438	—	1,179,696,465	33,292,027	2,022,773,798	—	1,800,974,083	△221,799,715
	ニュージーラ ンドドル	1,246,564,514	—	1,258,066,757	11,502,243	2,069,232,658	—	1,959,496,526	△109,736,132
	売建								
	米ドル	13,317,290,052	—	13,349,426,367	△32,136,315	17,023,385,561	—	16,926,006,722	97,378,839
	カナダドル	614,651,393	—	628,764,327	△14,112,934	2,688,295,904	—	2,565,050,745	123,245,159
	ユーロ	13,901,362,529	—	14,109,091,590	△207,729,061	18,841,085,780	—	16,668,467,146	2,172,618,634
	英ポンド	3,117,357,823	—	3,149,537,236	△32,179,413	3,286,763,408	—	3,146,273,677	140,489,731
	スイスフラン	431,815,839	—	437,085,981	△5,270,142	1,739,248,213	—	1,603,730,560	135,517,653
	スウェーデン クローナ	711,031,705	—	710,069,510	962,195	1,792,755,539	—	1,610,342,762	182,412,777
	ノルウェー クローネ	497,819,648	—	517,008,103	△19,188,455	1,293,472,191	—	1,175,505,888	117,966,303
	デンマーク クローネ	223,727,976	—	224,225,980	△498,004	396,118,039	—	362,919,895	33,198,144
	オーストラリ アドル	901,232,769	—	920,105,799	△18,873,030	2,277,730,326	—	2,063,354,861	214,375,465
	ニュージーラ ンドドル	845,026,658	—	862,738,256	△17,711,598	1,978,324,536	—	1,812,613,982	165,710,554
	合計	49,195,110,428	—	49,575,136,358	△313,447,584	84,885,152,190	—	79,428,305,044	1,308,979,372

(3) 金利関連

区分	種類	(2009年12月7日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引 売建	—	—	—	—	5,940,044,459	1,609,631,468	5,943,570,187	△3,525,728
	合計	—	—	—	—	5,940,044,459	1,609,631,468	5,943,570,187	△3,525,728

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日			自 2009年12月8日 至 2010年6月7日		
関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	為替 一円	—	有価証券等 売買手数料	為替 一円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

(1口当たり情報)

項目	(2009年12月7日現在)	(2010年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1,2310円	1,2783円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第66回 利付国債（5年）	500,000,000	510,790,000	
		第67回 利付国債（5年）	565,000,000	579,757,800	
		第74回 利付国債（5年）	203,000,000	207,979,590	
		第84回 利付国債（5年）	929,000,000	944,913,770	
		第87回 利付国債（5年）	300,000,000	302,208,000	
		第240回 利付国債（10年）	1,120,000,000	1,146,140,800	
		第287回 利付国債（10年）	300,000,000	325,200,000	
		第27回 利付国債（30年）	100,000,000	108,633,000	
		第67回 利付国債（20年）	790,000,000	819,988,400	
		第68回 利付国債（20年）	130,000,000	139,829,300	
		第71回 利付国債（20年）	205,000,000	220,098,250	
		第84回 利付国債（20年）	175,000,000	181,226,500	
		第96回 利付国債（20年）	490,000,000	508,492,600	
		第110回 利付国債（20年）	160,000,000	164,086,400	
		第 6 回 利付国債（物価連動・10年）	45,000,000	43,139,250	
		第 8 回 利付国債（物価連動・10年）	452,000,000	434,405,448	
		第11回 利付国債（物価連動・10年）	380,000,000	366,954,980	
		特殊債券	第18回 高速道路機構債券	210,000,000	
	小計			7,231,761,288	
米ドル	国債証券	KINGDOM OF DENMA 1.875%	6,000,000.00	6,061,200.00	
		KINGDOM OF DENMA 2.25%	1,800,000.00	1,832,830.20	
		TREASURY BILL 0%	1,100,000.00	1,099,512.65	
		TSY INFL IX N/B 1.625%	1,500,000.00	1,798,092.15	
		TSY INFL IX N/B 2.125%	420,000.00	458,166.27	
		US TREASURY N/B 1.375%	1,300,000.00	1,310,283.00	
		US TREASURY N/B 3.125%	700,000.00	722,064.00	
		US TREASURY N/B 3.25%	1,500,000.00	1,559,609.98	
		US TREASURY N/B 3.375%	1,500,000.00	1,523,100.13	
		US TREASURY N/B 3.75%	2,500,000.00	2,639,974.97	
		US TREASURY N/B 4.375%	3,490,000.00	3,640,628.19	
		US TREASURY N/B 5.5%	510,000.00	616,044.29	
	特殊債券	KOMMUNALBANKEN 2.875%	1,450,000.00	1,476,825.00	
		NED WATERSCHAPBK 3%	1,300,000.00	1,313,260.00	
		NRW. BANK 4.75%	1,700,000.00	1,725,500.00	
		US CENTRAL FEDER 1.9%	770,000.00	782,597.21	
		WEST CORP FED CR 1.75%	850,000.00	858,170.20	
	社債券	ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	1,900,000.00	1,951,064.40	
		AHM 2004-3 1A	15,745.93	14,449.26	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AHMA 2007-1 A1	3,607,915.05	1,695,720.07	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	340,000.00	348,967.48	
		AT&T BROADBAND 9.455%	320,000.00	437,406.49	
		AT&T INC 6.7%	950,000.00	1,093,764.40	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.6%	1,400,000.00	1,423,112.60	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	1,750,000.00	1,736,875.00	
		CIE FINANCEMENT 2.125%	900,000.00	902,800.80	
		CITM 2007-1 2A1	507,212.40	466,889.97	
		CITM 2007-1 2A2	400,000.00	183,281.60	
		CITM 2007-1 2A3	800,000.00	322,316.08	
		COCA-COLA CO 3.625%	900,000.00	955,006.83	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	600,000.00	610,643.40	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	1,300,000.00	1,455,567.95	
		CWALT 2005-82 A1	2,832,502.37	1,482,940.18	
		CWALT 2006-0A1 2A1	1,409,109.65	726,528.76	
		ELI LILLY & CO 3.55%	800,000.00	834,920.53	
		ENDURANCE SPECIA 7%	350,000.00	324,439.14	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	400,000.00	431,504.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000.00	3,129,140.00	
		HFCHC 2007-3 APT	1,917,469.25	1,632,618.45	
		ING BANK NV 3.9%	1,725,000.00	1,825,821.07	
		KRAFT FOODS INC 2.625%	1,550,000.00	1,575,458.75	
		LEASEPLAN CORPOR 3%	1,300,000.00	1,337,440.00	
		MORGAN STANLEY 6%	750,000.00	779,777.64	
		NIBC BANK NV 2.8%	1,500,000.00	1,517,850.00	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	700,000.00	748,172.74	
		RALI 2005-QS13 2A3	937,223.38	754,756.85	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	1,000,000.00	998,310.00	
		SCHLUMBERGER NOR 3%	1,400,000.00	1,446,620.00	
		SEMT 2004-10 A3A	294,740.41	247,741.54	
		SWEDBANK AB 2.9%	1,350,000.00	1,392,033.60	
		TELECOM IT CAP 4.875%	147,000.00	147,856.42	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	750,000.00	790,312.95	
		WESTPAC BANKING 2.9%	1,550,000.00	1,594,553.20	
		WFALT 2007-PA6 A1	2,744,794.25	1,907,961.10	
		WMALT 2006-AR5 4A	3,896,646.14	1,716,335.46	
		WMALT 2007-0A2 2A	1,442,932.09	588,750.20	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		WMALT 2007-0A3 2A	2,340,627.24	1,030,893.22	
				71,978,460.37	
				(6,559,397,093)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000.00	2,892,170.00	
		CANADA-GOV'T 4.5%	10,000.00	10,904.20	
		CANADA-GOV'T 8%	1,850,000.00	2,855,863.50	
小計				5,758,937.70	
				(491,467,743)	
ユーロ	国債証券	BTPS 4.25%	5,360,000.00	5,609,612.02	
		BTPS 4.5%	680,000.00	701,123.52	
		BTPS 5%	4,600,000.00	4,718,440.80	
		BTPS 6%	1,880,000.00	2,085,860.00	
		DEUTSCHLAND REP 3.25%	1,610,000.00	1,707,833.26	
		DEUTSCHLAND REP 3.75%	4,620,000.00	5,107,730.65	
		DEUTSCHLAND REP 4%	140,000.00	157,256.12	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	1,470,000.00	1,677,972.46	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,850,000.00	3,575,325.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,350,000.00	1,789,020.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	1,640,000.00	2,148,072.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,840,000.00	2,523,151.52	
		FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000.00	3,937,600.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000.00	2,139,633.09	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	1,720,000.00	1,836,989.24	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	1,010,000.00	1,147,350.91	
		NETHERLANDS GOVT 7.5%	450,000.00	658,243.80	
		SPANISH GOV'T 3%	1,040,000.00	1,005,368.00	
		SPANISH GOV'T 4.1%	880,000.00	858,226.16	
		SPANISH GOV'T 4.6%	1,760,000.00	1,769,973.92	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4.375%	2,000,000.00	2,169,600.00	
		SWEDBANK AB 3.375%	537,000.00	566,105.40	
	社債券	AUST & NZ BANK 3.375%	150,000.00	152,220.00	
		AUST & NZ BANK 5.25%	350,000.00	381,010.00	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	1,050,000.00	1,237,089.00	
		CARREFOUR 5.375%	300,000.00	334,071.00	
		COM BK AUSTRALIA 5.5%	550,000.00	606,991.00	
		COMMERZBANK AG 5%	900,000.00	969,030.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	800,000.00	899,880.00	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	500,000.00	500,550.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド	国債証券	DNB NOR BOLIGKRE 3.375%	800,000.00	822,064.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,550,000.00	1,761,420.00	
		FINANCE FOR DANI 2.125%	2,100,000.00	2,124,843.00	
		HSBC COVERED BON 3.375%	700,000.00	719,152.00	
		IBM CORP 6.625%	550,000.00	636,894.50	
		JOHN DEERE BANK 6%	800,000.00	833,632.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	650,000.00	698,834.50	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	1,200,000.00	1,260,312.00	
		MORGAN STANLEY 6.5%	350,000.00	360,500.00	
		NORDEA HYPOTEK A 3.5%	800,000.00	826,096.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	600,000.00	659,940.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	650,000.00	685,386.00	
		STATOIL ASA 4.375%	750,000.00	817,680.00	
		SWEDISH COVERED 3%	800,000.00	821,456.00	
		UBS AG LONDON 3.875%	700,000.00	725,634.00	
		VATTENFALL TREAS 6.75%	500,000.00	613,640.00	
		WACHOVIA BANK NA 6%	500,000.00	550,150.00	
		WESTPAC BANKING 6.5%	400,000.00	449,504.00	
		WM COVERED BOND 4%	1,250,000.00	1,271,025.00	
		小計		69,609,491.87	
				(7,548,453,297)	
		UK TREASURY 2.25%	110,000.00	111,901.90	
		UK TREASURY 2.75%	830,000.00	850,243.70	
		UK TREASURY 4%	230,000.00	234,919.70	
		UK TREASURY 4.5%	2,430,000.00	2,528,336.70	
		UK TREASURY 4.75%	300,000.00	321,777.00	
		UK TREASURY 5.25%	1,280,000.00	1,387,891.20	
	社債券	EKSPORTFINANS 6%	1,930,000.00	1,952,774.00	
		GE CAPITAL UK 8%	1,200,000.00	1,510,848.00	
		GRAN 2004-2 3A	90,499.28	83,530.83	
		SMI 2009-1 A2	750,000.00	750,000.00	
		小計		9,732,223.03	
				(1,278,522,139)	
スウェーデン クロナ 小計	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	10,000,000.00	11,862,060.00	
				11,862,060.00	
				(133,685,416)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
デンマーク クローネ 小計	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	12,000,000.00	13,358,400.00	
				13,358,400.00	
				(194,765,472)	
オーストラ リアドル 小計	社債券	ING BANK (AUS) 5.75% NATL AUSTRALIABK 5.75%	1,000,000.00	1,002,210.00	
			700,000.00	705,971.00	
				1,708,181.00	
				(126,268,739)	
合計				23,564,321,187	
				(16,332,559,899)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券	12銘柄	32.3%	40.2%
	特殊債券	5銘柄	8.6%	
	社債券	40銘柄	59.1%	
カナダドル	国債証券	3銘柄	100.0%	3.0%
ユーロ	国債証券	20銘柄	64.9%	46.2%
	特殊債券	2銘柄	3.9%	
	社債券	27銘柄	31.2%	
英ポンド	国債証券	6銘柄	55.8%	7.8%
	社債券	4銘柄	44.2%	
スウェーデンクローナ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.8%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	100.0%	1.2%
オーストラリアドル	社債券	2銘柄	100.0%	0.8%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

[次へ](#)

B為替ヘッジなし（野村SMA向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年12月7日現在)	(2010年6月7日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,679,843	—
コール・ローン		2,061,080,601	897,067,121
国債証券		67,030,043,157	68,310,170,182
地方債証券		321,167,026	—
特殊債券		7,143,586,638	3,918,811,565
社債券		24,222,722,318	21,234,781,371
派生商品評価勘定		1,146,408,814	8,687,997,756
未収入金		360,326	3,294,895,771
未収利息		1,028,454,496	812,710,421
前払金		—	793
前払費用		170,115,191	141,319,983
差入委託証拠金		393,126,673	188,975,095
流動資産合計		103,518,745,083	107,486,730,058
資産合計		103,518,745,083	107,486,730,058
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,281,150,530	7,919,403,668
前受金		—	3,022
未払金		—	3,198,844,781
未払解約金		5,460,531	99,169,289
流動負債合計		1,286,611,061	11,217,420,760
負債合計		1,286,611,061	11,217,420,760
純資産の部			
元本等			
元本		67,060,994,653	65,265,694,399
剰余金			
期末剰余金		35,171,139,369	31,003,614,899
剰余金合計		35,171,139,369	31,003,614,899
元本等合計		102,232,134,022	96,269,309,298
純資産合計		102,232,134,022	96,269,309,298
負債・純資産合計		103,518,745,083	107,486,730,058

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2009年12月7日現在)	(2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	65,700,520,987円	67,060,994,653円
期中追加設定元本額	3,781,186,877円	1,859,786,959円
期中一部解約元本額	2,420,713,211円	3,655,087,213円
期末元本額	67,060,994,653円	65,265,694,399円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	2,778,355,317円	3,052,724,582円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（野村SMA向け）	4,418,539,678円	4,011,050,541円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	568,919,270円	517,664,670円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）	4,590,988,205円	3,940,598,357円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB （為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）	54,704,192,183円	53,743,656,249円
2. 計算期間末日における受益権の総数	67,060,994,653口	65,265,694,399口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針 2. 金融商品の内容及びそのリスク 3. 金融商品に係るリスク管理体制	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

区分	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年12月7日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	67,030,043,157	1,698,993,201
地方債証券	321,167,026	26,752,677
特殊債券	7,143,586,638	164,463,737
社債券	24,222,722,318	1,611,221,046
合計	98,717,519,139	3,501,430,661

種類	(2010年6月7日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
国債証券	939,898,314	
特殊債券	51,472,180	
社債券	440,561,410	
合計	1,431,931,904	

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

自 2009年6月9日 至 2009年12月7日	自 2009年12月8日 至 2010年6月7日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	「(2) 注記表（金融商品に関する注記）」の「I 金融商品の状況に関する事項」及び「II 金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年12月7日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	14,531,414,574	—	14,462,922,877	△68,491,697	23,006,010,683	—	23,155,166,685	149,156,002
	売建	22,957,779,593	—	22,921,788,774	35,990,819	15,948,368,834	—	16,005,609,789	△57,240,955
	合計	37,489,194,167	—	37,384,711,651	△32,500,878	38,954,379,517	—	39,160,776,474	91,915,047

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年12月7日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	11,901,493,141	—	11,758,364,956	△143,128,185	38,784,960,803	—	38,040,167,635	△744,793,168
	カナダドル	3,721,902,281	—	3,789,091,322	67,189,041	9,751,950,099	—	9,315,505,416	△436,444,683
	ユーロ	18,542,035,517	—	18,604,999,781	62,964,264	32,546,340,765	—	29,380,575,958	△3,165,764,807
	英ポンド	4,146,706,282	—	4,145,458,966	△1,247,316	6,929,744,460	—	6,579,638,497	△350,105,963
	スイスフラン	1,825,144,129	—	1,862,680,779	37,536,650	7,874,057,282	—	7,213,603,929	△660,453,353
	スウェーデン クローナ	1,998,731,032	—	1,968,981,753	△29,749,279	6,397,759,483	—	5,831,504,518	△566,254,965
	ノルウェー クローネ	2,646,975,151	—	2,689,607,903	42,632,752	5,136,990,962	—	4,676,504,995	△460,485,967
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	298,313,399	—	289,574,524	△8,738,875
	オーストラリ アドル	4,122,065,195	—	4,237,525,449	115,460,254	7,684,046,345	—	6,838,597,984	△845,448,361
	ニュージーラ ンドドル	4,249,980,524	—	4,280,715,756	30,735,232	7,603,204,530	—	7,193,452,781	△409,751,749
	売建								
	米ドル	21,976,001,619	—	21,825,555,338	150,446,281	37,671,914,559	—	37,283,072,967	388,841,592
	カナダドル	1,348,850,191	—	1,361,924,796	△13,074,605	8,815,846,159	—	8,432,277,571	383,568,588
	ユーロ	18,494,320,928	—	18,672,822,764	△178,501,836	40,720,861,906	—	36,542,320,716	4,178,541,190
	英ポンド	5,181,015,228	—	5,223,353,116	△42,337,888	6,995,321,955	—	6,579,638,499	415,683,456
	スイスフラン	1,452,473,732	—	1,470,274,020	△17,800,288	6,488,158,509	—	5,984,271,852	503,886,657
	スウェーデン クローナ	1,980,280,223	—	1,968,981,752	11,298,471	6,017,217,254	—	5,417,109,724	600,107,530
	ノルウェー クローネ	1,736,230,246	—	1,803,147,902	△66,917,656	4,722,287,071	—	4,288,763,450	433,523,621
	デンマーク クローネ	357,204,922	—	358,000,036	△795,114	632,191,767	—	579,194,933	52,996,834
	オーストラリ アドル	2,728,445,402	—	2,785,769,264	△57,323,862	8,126,148,965	—	7,340,007,817	786,141,148
	ニュージーラ ンドドル	2,820,146,402	—	2,889,774,156	△69,627,754	7,135,307,046	—	6,539,912,692	595,394,354
	合計	111,230,002,145	—	111,697,029,809	△102,240,838	250,332,623,319	—	234,345,696,458	690,443,079

(3) 金利関連

区分	種類	(2009年12月7日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引 売建	—	—	—	—	23,248,349,165	6,349,101,143	23,262,113,203	△13,764,038
	合計	—	—	—	—	23,248,349,165	6,349,101,143	23,262,113,203	△13,764,038

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2009年6月9日 至 2009年12月7日			自 2009年12月8日 至 2010年6月7日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	（2009年12月7日現在）	（2010年6月7日現在）
1口当たり純資産額	1.5245円	1.4750円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第64回 利付国債（5年）	1,600,000,000	1,643,984,000	
		第74回 利付国債（5年）	1,750,000,000	1,792,927,500	
		第84回 利付国債（5年）	5,553,000,000	5,648,122,890	
		第87回 利付国債（5年）	900,000,000	906,624,000	
		第231回 利付国債（10年）	1,592,000,000	1,611,024,400	
		第282回 利付国債（10年）	1,457,000,000	1,559,645,650	
		第296回 利付国債（10年）	823,000,000	862,043,120	
		第305回 利付国債（10年）	1,830,000,000	1,855,949,400	
		第16回 利付国債（30年）	575,000,000	621,477,250	
		第30回 利付国債（30年）	300,000,000	313,857,000	
		第32回 利付国債（30年）	185,000,000	193,730,150	
		第42回 利付国債（20年）	150,000,000	170,323,500	
		第67回 利付国債（20年）	1,240,000,000	1,287,070,400	
		第71回 利付国債（20年）	440,000,000	472,406,000	
		第84回 利付国債（20年）	300,000,000	310,674,000	
		第92回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,458,142,000	
		第96回 利付国債（20年）	709,000,000	735,757,660	
		第110回 利付国債（20年）	600,000,000	615,324,000	
		第114回 利付国債（20年）	550,000,000	561,269,500	
		第6回 利付国債（物価連動・10年）	98,000,000	93,947,700	
		第8回 利付国債（物価連動・10年）	1,222,000,000	1,174,432,428	
		第11回 利付国債（物価連動・10年）	1,198,000,000	1,156,873,858	
		第18回 高速道路機構債券	500,000,000	542,660,000	
小計				25,588,266,406	
米ドル	国債証券	KINGDOM OF DENMA 2.25%	6,500,000.00	6,618,553.50	
		TSY INFL IX N/B 1.625%	5,000,000.00	5,993,640.50	
		TSY INFL IX N/B 2.125%	1,470,000.00	1,603,581.95	
		US TREASURY N/B 0.875%	13,815,000.00	13,881,313.51	
		US TREASURY N/B 1.125%	7,822,000.00	7,880,742.59	
		US TREASURY N/B 1.375%	41,500,000.00	41,955,272.54	
		US TREASURY N/B 2.125%	10,000,000.00	10,069,099.40	
		US TREASURY N/B 2.25%	25,045,000.00	25,491,671.39	
		US TREASURY N/B 2.375%	2,610,000.00	2,676,920.47	
		US TREASURY N/B 2.5%	4,500,000.00	4,620,195.22	
		US TREASURY N/B 3.125%	3,900,000.00	4,063,293.15	
		US TREASURY N/B 3.25%	3,300,000.00	3,431,141.96	
		US TREASURY N/B 3.375%	5,200,000.00	5,280,080.46	
		US TREASURY N/B 4.375%	8,800,000.00	9,179,807.47	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券	US TREASURY N/B 5.5%	5,230,000.00	6,317,473.84	
		US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000.00	11,990,881.35	
		US TREASURY N/B 8.125%	2,475,000.00	3,465,296.82	
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	6,308,040.74	
		KOMMUNALBANKEN 2.875%	5,410,000.00	5,510,085.00	
		NED WATERSCHAPBK 3%	4,400,000.00	4,444,880.00	
		NRW. BANK 4.75%	3,200,000.00	3,248,000.00	
	社債券	US CENTRAL FEDER 1.9%	2,840,000.00	2,886,462.45	
		WEST CORP FED CR 1.75%	3,050,000.00	3,079,316.60	
		ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	7,200,000.00	7,393,507.20	
		AHM 2004-3 1A	23,562.26	21,621.92	
		AHMA 2007-1 A1	9,380,579.13	4,408,872.19	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	490,000.00	502,923.73	
		AT&T BROADBAND 9.455%	340,000.00	464,744.39	
		AT&T INC 6.7%	2,550,000.00	2,935,893.92	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.6%	5,050,000.00	5,133,370.45	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	4,950,000.00	4,912,875.00	
		CIE FINANCEMENT 2.125%	3,700,000.00	3,711,514.40	
		CITM 2007-1 2A1	1,394,834.11	1,283,947.44	
		CITM 2007-1 2A2	1,200,000.00	549,844.80	
		CITM 2007-1 2A3	2,200,000.00	886,369.22	
		COCA-COLA CO 3.625%	2,750,000.00	2,918,076.42	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	2,550,000.00	2,595,234.45	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	3,700,000.00	4,142,770.34	
		CWALT 2005-82 A1	5,510,101.96	2,884,781.92	
		CWALT 2006-0A1 2A1	3,393,727.17	1,749,786.04	
		CWALT 2007-0A11 A1A	6,429,411.18	3,086,380.32	
		ELI LILLY & CO 3.55%	2,400,000.00	2,504,761.60	
		ENDURANCE SPECIA 7%	520,000.00	482,023.87	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	1,150,000.00	1,240,574.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	8,600,000.00	8,680,840.00	
		HFCCH 2007-3 APT	5,113,251.34	4,353,649.21	
		ING BANK NV 3.9%	5,850,000.00	6,191,914.95	
		KRAFT FOODS INC 2.625%	5,500,000.00	5,590,337.50	
		MORGAN STANLEY 6%	2,500,000.00	2,599,258.80	
		NIBC BANK NV 2.8%	5,700,000.00	5,767,830.00	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	1,950,000.00	2,084,195.50	
		RALI 2005-QS13 2A3	2,343,058.47	1,886,892.16	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	3,000,000.00	2,994,930.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		SCHLUMBERGER NOR 3%	4,650,000.00	4,804,845.00	
		SEMT 2004-10 A3A	439,123.38	369,101.42	
		SSGN 2010-S1 1A	917,582.28	920,966.41	
		SWEDBANK AB 2.9%	4,525,000.00	4,665,890.40	
		TELECOM IT CAP 4.875%	271,000.00	272,578.84	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	2,100,000.00	2,212,876.28	
		WESTPAC BANKING 2.9%	4,975,000.00	5,118,001.40	
		WFALT 2007-PA6 A1	8,270,498.47	5,748,988.06	
		WMALT 2006-AR5 4A	11,689,938.44	5,149,006.39	
		WMALT 2007-0A2 2A	4,328,796.29	1,766,250.61	
		WMALT 2007-0A3 2A	6,241,672.64	2,749,048.59	
				317,733,026.05	
カナダドル	国債証券			(28,955,010,662)	
		CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000.00	10,830,678.00	
		CANADA-GOV'T 5%	1,300,000.00	1,582,360.00	
		CANADA-GOV'T 8%	4,750,000.00	7,332,622.50	
小計				19,745,660.50	
				(1,685,094,667)	
ユーロ	国債証券	BTPS 4.25%	32,075,000.00	33,279,297.13	
		BTPS 4.5%	2,520,000.00	2,598,281.28	
		BTPS 5%	7,030,000.00	7,211,008.44	
		BTPS 6%	9,600,000.00	10,651,200.00	
		BUNDESOBL 2.25%	2,870,000.00	2,976,741.04	
		BUNDESOBL-154 2.25%	7,600,000.00	7,969,360.00	
		DEUTSCHLAND REP 3.25%	5,660,000.00	6,003,935.56	
		DEUTSCHLAND REP 3.5%	1,410,000.00	1,546,617.72	
		DEUTSCHLAND REP 3.75%	14,100,000.00	15,583,387.40	
		DEUTSCHLAND REP 4%	16,800,000.00	18,868,887.50	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	19,820,000.00	22,401,259.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,910,000.00	2,396,095.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,410,000.00	1,868,532.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	5,370,000.00	7,033,626.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	6,070,000.00	8,323,657.46	
		DEUTSCHLAND REP 6.5%	1,080,000.00	1,550,579.76	
		FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000.00	11,695,100.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000.00	7,324,564.07	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	2,250,000.00	2,403,038.25	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000.00	10,962,313.15	
		SPANISH GOV'T 3%	4,660,000.00	4,504,822.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
英ポンド	特殊債券 社債券	SPANISH GOV'T 4.1%	3,320,000.00	3,237,853.24	
		SPANISH GOV'T 4.6%	6,800,000.00	6,838,535.60	
		SWEDEN KINGDOM 3.125%	3,290,000.00	3,473,253.00	
		EUROPEAN INVT BK 4.375%	7,300,000.00	7,919,040.00	
		SWEDBANK AB 3.375%	1,712,000.00	1,804,790.40	
		AUST & NZ BANK 3.375%	750,000.00	761,100.00	
		AUST & NZ BANK 5.25%	1,050,000.00	1,143,030.00	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	3,050,000.00	3,593,449.00	
		CARREFOUR 5.375%	850,000.00	946,534.50	
		COM BK AUSTRALIA 5.5%	1,800,000.00	1,986,516.00	
		COMMERZBANK AG 5%	2,550,000.00	2,745,585.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	2,350,000.00	2,643,397.50	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	1,550,000.00	1,551,705.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 3.375%	3,100,000.00	3,185,498.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	4,450,000.00	5,056,980.00	
		FINANCE FOR DANI 2.125%	7,000,000.00	7,082,810.00	
		GRAN 2004-1 2A2	271,887.31	251,223.87	
		HSBC COVERED BON 3.375%	2,700,000.00	2,773,872.00	
		IBM CORP 6.625%	1,500,000.00	1,736,985.00	
		JOHN DEERE BANK 6%	2,350,000.00	2,448,794.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	1,850,000.00	1,988,990.50	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	4,700,000.00	4,936,222.00	
		MORGAN STANLEY 6.5%	1,050,000.00	1,081,500.00	
		NORDEA HYPOTEK A 3.5%	3,100,000.00	3,201,122.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	1,650,000.00	1,814,835.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	1,850,000.00	1,950,714.00	
		STATOIL ASA 4.375%	2,200,000.00	2,398,528.00	
		SWEDISH COVERED 3%	2,900,000.00	2,977,778.00	
		UBS AG LONDON 3.875%	2,500,000.00	2,591,550.00	
		VATTENFALL TREAS 6.75%	1,550,000.00	1,902,284.00	
		WACHOVIA BANK NA 6%	1,400,000.00	1,540,420.00	
		WESTPAC BANKING 6.5%	1,100,000.00	1,236,136.00	
		WM COVERED BOND 4%	3,800,000.00	3,863,916.00	
	国債証券	小計		279,817,250.37	
				(30,343,382,629)	
		UK TREASURY 2.25%	1,050,000.00	1,068,154.50	
		UK TREASURY 2.75%	4,560,000.00	4,671,218.40	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.75%	3,380,000.00	3,460,072.20	
		UK TREASURY 4%	6,580,000.00	6,720,746.20	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考		
小計 スウェーデン クローナ 小計 デンマーク クローネ 小計 オーストラ リアドル 小計	社債券	UK TREASURY 4.5%	9,390,000.00	9,765,323.10			
		UK TREASURY 5.25%	1,200,000.00	1,301,148.00			
		EKSPORTFINANS 6%	5,260,000.00	5,322,068.00			
		GE CAPITAL UK 8%	3,550,000.00	4,469,592.00			
		GRAN 2004-2 3A	422,329.98	389,810.57			
		SMI 2009-1 A2	2,800,000.00	2,800,000.00			
	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%				39,968,132.97	
						(5,250,613,627)	
			33,000,000.00	39,144,798.00			
				39,144,798.00			
				(441,161,873)			
			国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4% KINGDOM OF DENMARK 5%		24,000,000.00	26,716,800.00
	27,110,000.00	30,645,144.00					
		57,361,944.00					
		(836,337,143)					
	社債券	ING BANK (AUS) 5.75%				3,000,000.00	3,006,630.00
		NATL AUSTRALIABK 5.75%				1,900,000.00	1,916,207.00
			4,922,837.00				
			(363,896,111)				
	合計			93,463,763,118			
			(67,875,496,712)				

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 17銘柄	51.8%	42.7%
	特殊債券 6 銘柄	8.0%	
	社債券 41銘柄	40.2%	
カナダドル	国債証券 3 銘柄	100.0%	2.5%
ユーロ	国債証券 24銘柄	71.7%	44.8%
	特殊債券 2 銘柄	3.5%	
	社債券 28銘柄	24.8%	
英ポンド	国債証券 6 銘柄	67.5%	7.7%
	社債券 4 銘柄	32.5%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.6%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.2%
オーストラリアドル	社債券 2 銘柄	100.0%	0.5%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース限定為替ヘッジ（野村SMA向け）>

【純資産額計算書】

（2010年6月30日現在）

I 資産総額	2,524,702,134円
II 負債総額	1,074,041円
III 純資産総額（I－II）	2,523,628,093円
IV 発行済口数	2,309,821,874口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0926円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース為替ヘッジなし（野村SMA向け）>

純資産額計算書

（2010年6月30日現在）

I 資産総額	5,873,639,929円
II 負債総額	2,544,318円
III 純資産総額（I－II）	5,871,095,611円
IV 発行済口数	5,759,021,756口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0195円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

純資産額計算書

（2010年6月30日現在）

I 資産総額	27,766,126,168円
II 負債総額	392,136,700円
III 純資産総額（I－II）	27,373,989,468円
IV 発行済口数	21,281,132,411口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2863円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

純資産額計算書

（2010年6月30日現在）

I 資産総額	96,337,267,550円
II 負債総額	1,468,744,307円
III 純資産総額（I－II）	94,868,523,243円
IV 発行済口数	64,575,839,214口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4691円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

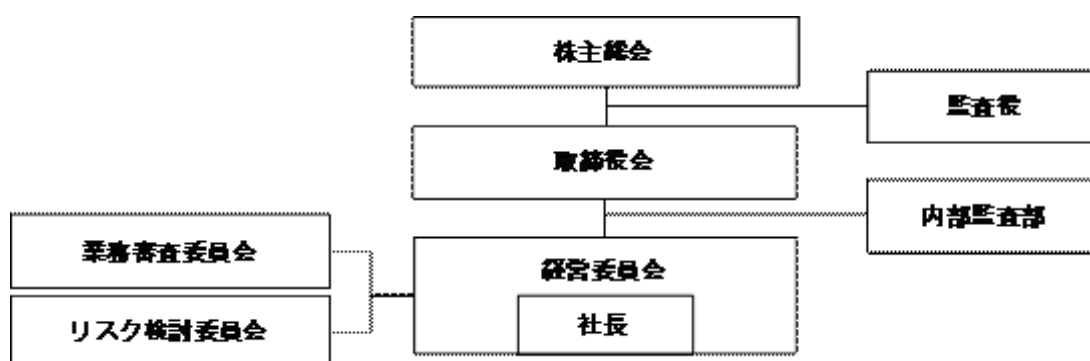
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金 4 億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役の専権事項を除きます。）。

委託会社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、経営委員会に直属し、委託会社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。

リスク検討委員会は、経営委員会に直属し、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2010年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	100	1,466,243,304,765
合計	100	1,466,243,304,765

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第15期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第14期 (平成21年 3 月31日現在)			第15期 (平成22年 3 月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			10,011,133			18,045,296	
有価証券			5,000,000			—	
支払委託金			25			25	
収益分配金		25			25		
前払費用			63,907			23,056	
前払金			178,141			—	
未収委託者報酬			1,238,764			1,299,989	
未収運用受託報酬			602,757			1,029,794	
未収収益	＊ 1		90,537			216,482	
未収還付法人税等			1,166,190			—	
未収消費税等			144,192			—	
立替金	＊ 1		177,919			119,660	
繰延税金資産			209,183			628,311	
流動資産計			18,882,753	87.7		21,362,618	88.8
固定資産							
無形固定資産			191,869			133,885	
ソフトウェア		191,175			133,190		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,445,678			2,549,148	
投資有価証券		1,184,859			1,080,100		
繰延税金資産		1,254,574			1,457,997		
その他の投資等		6,245			11,050		
固定資産計			2,637,548	12.3		2,683,034	11.2
資産合計			21,520,301	100.0		24,045,652	100.0

期別		第14期 (平成21年 3 月31日現在)			第15期 (平成22年 3 月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			2,843			376	
未払金			480,304			543,981	
未払収益分配金		73			99		
未払償還金		72			72		
未払手数料		480,159			543,810		
未払費用	＊ 1		1,526,624			2,117,352	
前受収益			958			—	
役員賞与引当金			15,617			18,623	
未払法人税等			—			889,617	
未払消費税等			—			64,891	
流動負債計			2,026,349	9.4		3,634,842	15.1
固定負債							
長期未払費用	＊ 1		2,269,841			3,004,509	
役員退職慰労引当金			774,132			875,845	
その他固定負債			650			6,843	
固定負債計			3,044,624	14.2		3,887,197	16.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			0	
特別法上の準備金計			0	0.0		0	0.0
負債合計			5,070,974	23.6		7,522,041	31.3

期別		第14期 (平成21年 3 月31日現在)			第15期 (平成22年 3 月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			15,550,494			15,600,864	
その他利益剰余金		15,550,494			15,600,864		
繰越利益剰余金		15,550,494			15,600,864		
株主資本合計			16,430,494	76.3		16,480,864	68.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		18,832			42,747		
評価・換算差額等合計			18,832	0.1		42,747	0.2
純資産合計			16,449,327	76.4		16,523,611	68.7
負債・純資産合計			21,520,301	100.0		24,045,652	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第14期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日			第15期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		13,274,586			11,932,945	
		運用受託報酬	* 2	4,433,223			5,861,079	
		その他営業収益	* 2	1,221,154			2,767,961	
		営業収益計		18,928,964	100.0		20,561,986	100.0
		営業費用						
		支払手数料		6,269,299			5,839,252	
		広告宣伝費		201,682			48,305	
		調査費		1,550,486			3,125,052	
		調査費	1			2		
		委託調査費	* 2	1,550,484		3,125,049		
		委託計算費		262,581			234,639	
		営業雑経費		667,778			454,971	
		通信費		264,744		194,331		
		印刷費		368,837		235,354		
		協会費		34,196		25,285		
		営業費用計		8,951,829	47.3		9,702,221	47.2
		一般管理費						
		給料		4,654,254			7,513,406	
		役員報酬		18,004		321,315		
		給料・手当		2,666,694		2,324,836		
		賞与		317,205		1,453,569		
		株式従業員報酬	*1,2	334,490		807,365		
		その他の報酬		1,317,859		2,606,320		
		交際費		34,974			37,321	
		寄付金		21,140			11,957	
		旅費交通費		175,670			169,402	
		租税公課		37,041			45,811	
		不動産賃借料		476,823			429,868	
		退職給付費用		107,546			895,133	
		役員退職慰労引当金繰入額		—			111,599	
		役員賞与引当金繰入額		—			92,128	
		固定資産減価償却費		58,959			58,772	
		事務委託費		379,680			305,372	
		諸経費		570,468			425,057	
		一般管理費計		6,516,558	34.4		10,095,832	49.1
		営業利益		3,460,576	18.3		763,933	3.7

期別			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	*1,2		—			29,994	
		為替差益			74,722		38,635		
		受取利息			—		60,336		
		投資有価証券売却益			758,109		—		
		株式従業員報酬			107,770		—		
		役員退職慰労引当金戻入益			630		—		
		役員賞与引当金戻入益			100		500		
		雑益			941,333	5.0	129,466	0.6	
		営業外収益計							
		営業外費用	*2 *1,2						
		支払利息			35,664		70		
		株式従業員報酬			—		558,478		
		為替差損			85,114		—		
		投資有価証券売却損			406,355		—		
		雑損			2		7		
		営業外費用計		527,136	2.8	558,555	2.7		
経常利益					3,874,773	20.5		334,843	1.6

期別		第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			第15期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			
科目		注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
特別 損益 の部	特別利益							
	過年度株式従業員報酬 修正益			—			112,791	
	特別利益計			—	0.0		112,791	0.5
	特別損失							
	投資有価証券評価減			189,050			—	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			0			—	
	特別損失計			189,051	1.0		—	0.0
税引前当期純利益				3,685,721	19.5		447,635	2.2
法人税、住民税及び事業税				356,586	1.9		1,036,224	5.0
法人税等調整額				1,025,538	5.4		△638,958	△3.1
当期純利益				2,303,596	12.2		50,369	0.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第14期
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

第15期
(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
事業年度中の変動額									
当期純利益				50,369	50,369	50,369			50,369
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	23,915	23,915	23,915
事業年度中の変動額合計	—	—	—	50,369	50,369	50,369	23,915	23,915	74,284
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611

重要な会計方針

区分	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 同左

区分	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成21年3月31日現在)	第15期 (平成22年3月31日現在)																												
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td data-bbox="197 398 293 427">流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="220 439 319 468">未収収益</td><td data-bbox="612 439 735 468">98,024千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="220 479 293 508">立替金</td><td data-bbox="612 479 735 508">77,798千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 519 293 548">流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="220 560 319 589">未払費用</td><td data-bbox="600 560 735 589">217,717千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 600 293 629">固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="220 640 367 669">長期未払費用</td><td data-bbox="612 640 735 669">86,468千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	98,024千円	立替金	77,798千円	流動負債		未払費用	217,717千円	固定負債		長期未払費用	86,468千円	※1 関係会社項目 同左 <table> <tr> <td data-bbox="826 398 922 427">流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="849 439 948 468">未収収益</td><td data-bbox="1235 439 1370 468">156,637千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="849 479 922 508">立替金</td><td data-bbox="1248 479 1370 508">86,046千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="826 519 922 548">流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="849 560 948 589">未払費用</td><td data-bbox="1248 560 1370 589">84,101千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="826 600 922 629">固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="849 640 995 669">長期未払費用</td><td data-bbox="1235 640 1370 669">241,783千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	156,637千円	立替金	86,046千円	流動負債		未払費用	84,101千円	固定負債		長期未払費用	241,783千円
流動資産																													
未収収益	98,024千円																												
立替金	77,798千円																												
流動負債																													
未払費用	217,717千円																												
固定負債																													
長期未払費用	86,468千円																												
流動資産																													
未収収益	156,637千円																												
立替金	86,046千円																												
流動負債																													
未払費用	84,101千円																												
固定負債																													
長期未払費用	241,783千円																												

（損益計算書関係）

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
＊1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 ＊2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,147,752千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,221,154千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,550,484千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>10,698千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>221,263千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>35,664千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,147,752千円	その他営業収益	1,221,154千円	営業費用		委託調査費	1,550,484千円	株式従業員報酬	10,698千円	営業外収益		株式従業員報酬	221,263千円	営業外費用		支払利息	35,664千円	＊1 株式従業員報酬 同左 ＊2 関係会社項目 同左 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>275,256千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>2,755,632千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>3,125,049千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>108,229千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>175,228千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	275,256千円	その他営業収益	2,755,632千円	営業費用		委託調査費	3,125,049千円	株式従業員報酬	108,229千円	営業外費用		株式従業員報酬	175,228千円
営業収益																																					
運用受託報酬	1,147,752千円																																				
その他営業収益	1,221,154千円																																				
営業費用																																					
委託調査費	1,550,484千円																																				
株式従業員報酬	10,698千円																																				
営業外収益																																					
株式従業員報酬	221,263千円																																				
営業外費用																																					
支払利息	35,664千円																																				
営業収益																																					
運用受託報酬	275,256千円																																				
その他営業収益	2,755,632千円																																				
営業費用																																					
委託調査費	3,125,049千円																																				
株式従業員報酬	108,229千円																																				
営業外費用																																					
株式従業員報酬	175,228千円																																				

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

第15期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

（リース取引関係）

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

第15期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金及び未収委託者報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、及び当社が運用を委託される投資信託から受領する委託者報酬を見越計上することにより発生する未収委託者報酬に関して、運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬に関しては、当社が運用する投資信託から受取る報酬金額を回収できなかったケースは無く、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%が預金であり、また預金残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,045,296	18,045,296	—
未収委託者報酬	1,299,989	1,299,989	—

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	18,045,296	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,299,989	—	—	—	—	—

（有価証券関係）

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)					第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,080,100	72,073
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	—					
合計		1,153,105	1,184,859	31,752					
(注) 当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券									
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)		売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
1,942,487	10,044		416,399		205,415	60,336		—	
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容									
		貸借対照表計上額 (千円)							
その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー		5,000,000							
4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額									
	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)					
コマーシャル ・ペーパー	5,000,000	—	—	—					

（デリバティブ取引関係）

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第15期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 240,294 千円 その他 50,980 小計 291,274 繰延税金負債（流動負債） 未収事業税 △82,091 小計 △82,091 繰延税金資産の純額 209,183 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 827,893 役員退職慰労引当金 315,022 投資有価証券評価減 76,931 その他 47,648 小計 1,267,494 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 △12,920 小計 △12,920 繰延税金資産の純額 1,254,574 1,463,757 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 542,061 千円 未払事業税 69,035 その他 17,214 小計 628,311 繰延税金負債（流動負債） 小計 — 繰延税金資産の純額 628,311 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 1,106,725 役員退職慰労引当金 356,410 その他 24,188 小計 1,487,324 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 △29,326 小計 △29,326 繰延税金資産の純額 1,457,997 千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69 % （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 △3.12 その他 △0.06 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.49 %	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69 % （調整） 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 49.38 その他 △1.33 税効果会計適用後の法人税等の負担率 88.75 %
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1） 株式従業員報酬（注1） 資金の借入の償還（注2） 利息の支払（注2）	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3） その他営業収益（注3） 委託調査費の支払（注3）	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024
取引条件及び取引条件の決定方針等 （注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。 （注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。 なお担保は差し入れておりませんでした。 （注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。											

第14期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	—	—	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 △83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

第15期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業員報酬の配賦	営業費用及び一般管理費（注1）	108,229	未払費用	84,101
							株式従業員報酬（注1）	175,228	長期未払費用	241,783
									立替金	86,046
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	206 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬（注2）	275,256		
							その他営業収益（注2）	2,755,632	未収収益	156,637
							委託調査費の支払（注2）	3,125,049		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第15期
(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株 式会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	業務委託 役員の兼 任	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 有価証券の償 還 受取利息	198,634 2,511,001 5,000,000 958	未払手数 料 未払費用 立替金	23,069 362,141 1,398
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港 区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関 する人件費等 の負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	6,525,884 361,419	未払費用 立替金 長期未払 費用	1,121,537 30,417 2,899,556
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バンク ・USA	アメリカ 合衆国ユ タ州	2 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	受取利息	958	現金・預 金	876,973
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラテ ジー・LL C	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	69 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	運用受託報酬 （注3）	2,031,894	未収収益	59,844
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・グロー バル・サー ビス・IIリ ミテッド	ケイマン 諸島	21 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	従業員出 向受入	出向者に関 する人件費等 の負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	100,709 19,604	未払費用 長期未払 費用	136,305 3,202

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

（注3）運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）		第15期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,570,207円43銭	１株当たり純資産額	2,581,814円32銭
１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭	１株当たり当期純利益金額	7,870円26銭
損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円	損益計算書上の当期純利益	50,369千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	50,369千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	1,695千米ドル (156百万円。 1米ドル=92.1円*)	GSAMロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。

*2009年12月末日現在。

(2) 受託銀行

(2010年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2010年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンは本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2010年3月5日	有価証券報告書
2010年3月5日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年1月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）の平成21年6月9日から平成21年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）の平成21年12月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年1月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村SMA向け）の平成21年6月9日から平成21年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村SMA向け）の平成21年12月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月14日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）の平成21年12月8日から平成22年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）の平成22年6月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月14日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村SMA向け）の平成21年12月8日から平成22年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（野村SMA向け）の平成22年6月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。